

西安で発見された在唐日本留学生・井真成墓誌の最新研究

——井真成墓誌に関する研究 後篇——

王 維 坤

はじめに

この度、私は二〇〇七年四月一日から一年間、国際日本文化研究センターの外国人研究員及び共同研究会の研究代表として招聘され、中国の唐の都・長安（現在の陝西省西安市）にある西北大学から来た。そして受入れ教授宇野隆夫先生をはじめとする日本国内三〇名以上の教授や研究者らと共同研究を行なうことができることは、何よりも嬉しいことであり、同時に、私の肩に大きな責任がかかっていることを痛感している。

今回の共同研究の課題は『古代東アジア交流の総合的研究』である。共同研究会の趣旨に書いたように、「古代東アジアでは、地域間交流が特に盛んであった。中でも中日の往来は、日本の国家制度・都市建設・宗教活動・交易活動にまで大きな変革をもたらすも

のであった。また中国も、中国周辺の諸国やシルクロードを通じた西方諸国との交流を通じて、その社会を充実させていった。このように古代東アジアは、国際交流が大きな社会変革を生んだモデルケースであり、そのさらなる解明は、時間空間をこえて人類史を考えるための重要な知見となるであろう。そしてこのような学問的課題は一つの研究方法で解明することは難しく、学際的な共同研究が特に有用であると考えられる¹⁾ということになる。

四年前に西安市の東郊で偶然に発見された在唐の日本留学生・井真成の墓誌は、言うまでもなく私の重要な研究テーマの一つになった。だからこそ、私は二〇〇七年五月一九日の日文研第一回共同研究会では「在唐の日本留学生井真成墓誌の発見と新研究」というタイトルで、主に1. 墓誌の「贈尚衣奉御」の書き方、2. 井真成と「贈尚衣奉御」とその性格、3. 井真成の名字は中国風の名字のは



図1 井真成の墓誌蓋と墓誌銘の写真（王維坤提供）



図2 西北大学歴史博物館の副館長賈表明氏（『新京報』より）

ずだ、4. 「日本」国号の確立年代考、5. 滹水の東原墓地について、6. 井真成墓誌の空白と九姓突厥墓誌の空白、という六方面から在唐の日本留学生の井真成墓誌に関わる諸問題を中心として私見を発表した。そして、この論文は二〇〇八年に『古代東アジア交流の総合的研究』の報告書を発表する時、新しい資料をもとに加筆して、「在唐日本留学生・井真成の墓誌の発見と新研究——井真成墓誌に関する研究前篇——」というタイトルで、発表するつもりである。⁽²⁾

しかし、井真成墓誌は初発見であるばかりでなく、かなり多くの

研究方面にかかわっているので、本稿では前回に言及できなかった、1. 井真成墓誌発見の経緯、2. 井真成墓誌の形状とサイズ、3. 井真成葬期の推定、4. 井真成墓誌文の配置と考釈、及び5. 井真成の入唐時期、などの問題を取り上げ、この墓誌に関する最新研究を論じたい。

1 井真成墓誌発見の経緯

まず、井真成墓誌発見の経緯を紹介しよう。三年前の二〇〇四年四月頃、陝西省のある建築会社が西安市の東郊でシヨベルカーによる不法工事をしていて、偶然に唐代の都・長安で死去した在唐の日本留学生の井真成という人物の墓誌蓋と墓誌銘を掘り出し（図1）、すぐ民間の文物市場（「古玩市場」とも言う）に秘密裏に売り出した。その際、西北大学歴史博物館の副館長賈表明氏は、この情報を聞いて、早速この文物市場へ見に行った。まず賈氏の注意を引いたのは、墓誌銘の二行目に「公、姓井、字真成。国号日本」と明確に陰刻されている文章である。その時、賈氏は、わざわざ私の所へも電話で連絡し、墓誌の様子を詳しく伝えた。私の見たところでは、「井真成」という人物を



図4 井真成墓誌蓋の石刻拓本写真（王維坤提供）



図3 井真成墓誌蓋の石刻写真（王維坤提供）



図6 井真成墓誌銘の拓本写真（王維坤提供）

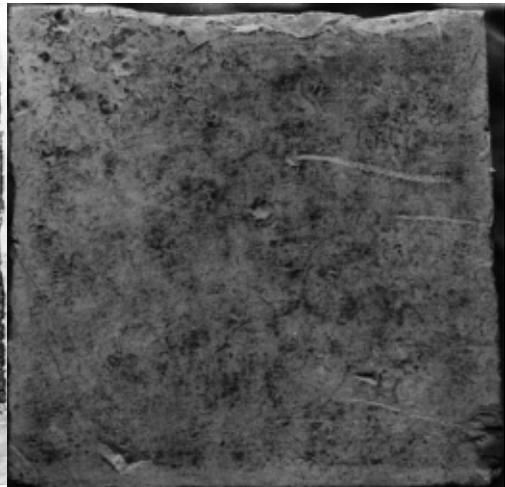


図5 井真成墓誌銘の石刻写真（王維坤提供）

含む遣唐使墓誌の発見は初めてであるばかりでなく、日本の国号も墓誌に初めて出てきたもので、この墓誌は疑いもなく絶対に研究価値と文物価値があり、急いで買おう」とすすめた。賈氏も勿論、この墓誌自体の価値をよく知っていたわけである。墓誌の値段については、賈氏はよく交渉し、最後に信じられないほど安く購入した。

この墓誌は、いままに西北大学歴史博物館に収蔵・陳列されている文物の一つであるだけではなく、大学の「館を鎮める宝」という文物になったと言える。このようなレベルの墓誌がもし日本で出土すれば、いうまでもなく「国宝」になるであろう。中国では、「水を飲む時は源を考える」という諺がある。だからこそ、私たちが井真成墓誌を研究する時には、賈氏（図2）の功労を忘れてはいけなないと、私は強く信じている。

しかし、墓誌の発見は、考古学の立場



図7 日中友好協会会長平山郁夫氏が大明宮陳列館で記念する字を揮毫している様子（王維坤提供）

から言う、直接に墓から出土したのであるが、上述の通りに、

シヨベルカーによる不法工事、井真成という人物の墓はすっかり破壊されたそうである。これは非常に残念なことであるが、幸いなことは、

真成墓誌及び他の問題を研究するための、たくさんの新資料を提供された。この墓誌は中国では現在に至るまで唐代の日本人の墓誌の初発見例であるので、直ちに中日の学界の注目を浴びることになったと言える。

二〇〇四年一〇月一〇日の午後二時、西北大学は、陝西歴史博物館で『首次發現唐代日本留学生墓誌新聞发布会』という初公開式を開催した。その時、日中友好協会会長平山郁夫氏が出席され、西北大学歴史博物館と大明宮陳列館のために、それぞれ記念する字を揮毫した（図7）。その同年の二月一八日と一九日に、西北大学文博学院もまた数十人の中日の著名な専門家を招聘して、文博学院の会議室で『中古時期中外文化交流學術研討会』という討論会を開催した。この討論会では、諸氏が積極的に発言し、いろいろな立場から井真成墓誌をめぐる諸問題を検討し、大きな研究成果を得た。

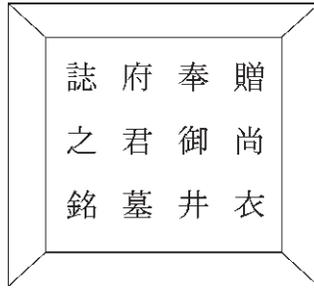
この墓誌を発見してから、今に至るまで三年以上が経過したが、その総合的研究の必要性はますます高まっていると言える。何故かと言うと、多くの未解決の問題を残しているからあり、さらに検討すべきであると思う。

2 井真成墓誌の形状とサイズ

墓誌という国宝級の文物が残留したことである。井真成の墓誌は、墓誌蓋と墓誌銘（墓誌文とも言う）という二つの部分からなる。墓誌蓋に篆書で陰刻されている文字が一七一個あり（図3、図4）、墓誌銘に楷書で陰刻されている文字が一七一個あり（図5、図6）、併せて一八三個の文字しかない。この墓誌蓋と墓誌銘の文章は非常に短い。墓誌銘の言葉は簡潔で要領を得たものであると言える。その後、各方面から、古代中日の文化交流に関する多くの情報が伝わり、我々が、今後とも更に深く、唐代の長安で死去した日本留学生の井

井真成墓誌は実際、他の墓誌と同じように、墓誌蓋と墓誌銘から

なっている。幸運にも、二〇〇五年四月一四日に西北大学歴史博物館の賈表明副館長のご好意により、私はその墓誌のサイズを再び実測した。具体的に言えば、この墓誌蓋は覆斗形を呈し、一辺の長さは三八センチ、厚さは八センチ（そのうち、縁の厚さ二・八センチを含む）、四辺（「四刹」とも言う）とも文様がなく、灰青石質（建築に使われる黒い石、これを「灰青石」とも俗称する）で、表面に篆書で「贈尚衣奉御井府君墓誌之銘」の一二個の文字が、右から縦書き、四行、行ごとに三字で陰刻されている（図3と図4を参照）。井真成墓誌蓋の書き方は、次の如くである。



その墓誌銘はほぼ正方形を呈し、四辺の平均の長さは三九・七センチに近い。具体的に言えば、横の長さは三九・三センチ、縦の長さは三九・八〜四〇・三センチ、厚さは一〇センチ、漢白玉質（大理石に似た白色の硬い石、これを「唐白石」とも俗称する）である。墓誌文は陰刻する前に方形格をうち、格ごとに一字、楷書で右

から縦書き、全一二行、行ごとに一六個の文字であり、そのうちシヨベルカーで破壊されていた九個の欠字を含み、合わせて一七一個の文字がある（図5と図6を参照）。

まず、井真成墓誌の石質・色合いとサイズから分析してみたい。井真成墓誌蓋の材質は灰青石質であるが、しかし墓誌底の材質は漢白玉質である。一般的に言えば、蓋の材質は底の材質とほとんど同じであり、特に墓誌が大きければ大きいほどこの様子がはっきりと見える。それでは、井真成墓誌蓋と底は、なぜ違う材質を選択したのか？ 私見では、これはたぶん井真成の意外な死亡で墓誌を製作する時間の余裕がなく、急遽、二つの四〇センチぐらいの違う材質を選択し、一つは蓋を造り、もう一つは底を造った、という可能性が高いのではないかと思う。また、井真成墓誌の石質の色合いと他の墓誌の石質の色合いを比較検討する必要があるとも思う。周知のように、多くの墓誌の石質の色合いは、言うまでもなく灰青石質に属するものであるが、しかし井真成墓誌の石質の色合いは多くの墓誌と違って漢白玉質という白い石を選択したのである。

井真成墓誌は、なぜ漢白玉質という白い石質を選択したのか？ 私見では、白い石の上に彫られた文字もまた白色を呈するわけで、白地に白文字となってしまう、たいへん見づらい点は否定できない。よって彫られた当初、文字には墨が入れられていた可能性がある。例えば、『旧唐書』卷九九「張嘉貞列伝」には「張嘉貞、蒲州猗氏

人。……将行、上自賦詩、詔百僚於上東門外餞之。至州、於恒嶽廟中立頌、嘉貞自為其文、乃書於石。其碑用白石為之、素質黑文、甚為奇麗。(張嘉貞は、蒲州猗氏の人なり。……将に行かんとして、上自ら詩を賦し、百僚に詔して上東門外に於いて之を餞す。州に至つて、恒嶽廟の中に於いて頌を立つるに、嘉貞自ら其の文を為り、乃ち石に書す。其の碑には白石を用いて之を為り、素質に黒の文なれば、甚はだ奇麗と為す。)⁽³⁾とあることからして、おそらく井真成墓誌も「素質黒文」であつた可能性があると、私は推測したのである。

また、井真成墓誌のサイズとその特徴について言えば、石見清裕氏の研究に注目すべきであると思う。石見氏の研究によると、「①誌石が小さいこと、②墓誌文が短いこと、③左部に四行の空白が認められること、④生前の墓主の姿がほとんど不明であること」であると指摘している。⁽⁴⁾また、氣賀澤保規氏も墓誌について総括的に研究し、以下の諸点を指摘している。すなわち「唐代は墓誌が最も多く作られた時代であつた。しかし一般の誰もが自由に作る事ができたわけではない。政治的、社会的に一定の地位にあるものが、それが組みの墓を築いて埋葬される際に、墓誌が用意されるのが通常であつた。しかし死者のランクと墓誌の大きさはほぼ比例し、標準的なところでは、高官や皇族クラスでは一辺八〇センチ、中上級官人で六〇センチ、下級官僚や在地有力層が四〇センチ程度となる。わが井真成は墓誌を作りうる立場に仲間入りを果たしたばかりの位

置にいたと考えていいだろう」と述べる⁽⁵⁾と同時に、「その上で、贈官として尚衣奉御が贈られた。井真成は唐朝の具体的官歴もはつきりせず(官歴なし?)、外国人の立場にあつた。しかも墓誌本体は、高位の贈官者用としては粗末で小型の作りであり、誌石面も四分の一が空白にされている(誌面はふつう全面が埋められる)。とすると、『なぜ尚衣奉御が贈られたのか、尚衣奉御とは何か』を考えることに、井真成の位置やその周辺を解きほぐす手掛かりの一つが隠されていないだろうか」とも強調している。⁽⁶⁾

なお、伊藤和史氏の紹介によると、「井真成の」業績を低く見る見解も出た。見つかつた墓誌はほぼ正方形の石だが、一辺三九・五センチとやや小さめ。とくに記すべき業績のない被葬者の場合、追悼の字数が少なくなり、墓誌も小ぶりになるという相関関係があるという。官職についていたことを否定的に見る意見も当然出てくる」と述べている。⁽⁷⁾

それでは、井真成の業績は本当に低いのか? その墓誌のサイズも本当に小さいのか? 以上の疑問点について考えるには、発掘して出土した他の同じようなレベルの墓誌と比較したり、研究したりする必要があると思う。まず、墓誌資料の比較対象として、則天武后の長安四年(七〇四)七月一九日の「唐故尚葉奉御蔣府夫劉氏(令淑)墓誌銘」を提示しよう。⁽⁸⁾この墓誌も、正方形をなし、一辺は三三・五センチである。劉氏(令淑)の墓誌は井真成墓誌のサイ

ズより各辺六センチ以上小さい。しかし、両者を比較するうえで、同じところもあれば、違うところもある。周知の如く、井真成が皇帝からもらった官位は「天子の衣服を供するを掌る」という「尚衣奉御」であって、劉氏は「天子の薬を供するを掌る」という「尚薬奉御」蔣氏の夫人である。「尚薬奉御」も「尚衣奉御」もどちらも「従五品上」の官位で、それほど高くはない。ただし「唐故尚薬奉御」が、生前に「尚薬奉御」の職に昇進したことを示しているのに対して、井真成の「贈尚衣奉御」は、死後に贈られたのであって、生前にはこの職にならなかったことを示しており、両者は職責こそ同等ながら、実態は異なっている。とはいえ、これらの職責が一芸に秀でた工匠や皇族などによって保持される職であり、普通では得られないことからすると、死後に贈られた「尚衣奉御」とはいえ、何らかの根拠、つまり生前の井真成が唐玄宗李隆基に係る役目にあつた事実に基づいていると考えられる。

もちろん、尚薬奉御の夫人の墓誌と、尚薬奉御自身の墓誌とは同じではないが、井真成墓誌の研究には、「六尚」(尚食・尚薬・尚衣・尚舎・尚乘・尚輦)の「奉御」に関連する墓および墓誌との比較検討が欠かせない。例えば、「大唐贈韋城郡主韋氏墓誌銘」には「春秋六歳、以儀鳳三年(六七八)夭於韋曲□私第、嗚呼哀哉!」[中略]乃降□□韋城郡主、仍与故贈尚衣奉御滎陽鄭戴□幽婚焉。(春秋六歳にして、儀鳳三年(六七八)を以て、韋曲□の私第に夭す、嗚

呼哀しい哉!「中略」乃ち□□韋城郡主を降し、仍つて故贈尚衣奉御滎陽鄭戴□と幽婚せり。)とある。この「故贈尚衣奉御滎陽鄭戴□幽婚」という墓誌は、言うまでもなく今後の井真成墓誌の研究にとって重要な対比資料ともなる。

実際には、石見清裕氏は、次のように井真成墓誌を比較している。すなわち、

「それ(井真成墓誌研究Ⅱ筆者注)を行うために最も有効な方法は、他の墓誌中に本墓誌と似た特徴を有するものを探し出し、それと比較することであろう。比較する墓誌は、本墓誌の作成とさほど時代がかけ離れず、しかし長安周辺に埋葬されたもので、さらには本墓誌と同様に唐人から見ても外国人であるという条件を満たすケースが、理想的であろう。こうした視点に立つて唐代墓誌を通覧すれば、ここにある一つの墓誌を提示することができる。天寶三載(七四四)の刻年をもつ「九姓突厥契苾李中郎墓誌」である。以下に、原文に極力忠実に録文を掲げてみよう(便宜上、句読点を付し、古体・別体字は本字で示す)。

- 1 故九姓突厥契苾李中郎、贈右領軍衛大將軍墓誌文
- 2 大唐故九姓突厥、贈右領軍衛大將軍李中郎者、西北蕃突厥渠帥之子也。家承声

- 5 朔之教、身奉朝宗之礼。解其左衽、万里入
- 6 臣。由余事、秦彼有慙色、日碑帰漢、何能加
- 7 此。天宝三載九月廿日、遘疾終於藁街。
- 8 聖恩軫悼、贈右領軍衛大將軍。以其載十
- 9 一月七日、安厝於長樂原。礼也。鴻臚護葬、
- 10 庶事官給、著作司銘、遺芬是記。哀榮之礼、
- 11 国典存焉。其詞曰、
- 12 懷音展誠、寵亡申命。夷夏哀榮、於茲為盛。
- 13 厚贈朝賜、長阡官卜紀銘芳珉、敢告陵谷。

(以下、三行分空白)

墓主は、隋唐時代にモンゴリア北部に分布していたトルコ系(突厥は「Türk」の漢字音写)の契苾部の出身で第四行「渠帥之子」の記述から、部族長クラスの家柄の者と思われる。「李中郎」は諱と見るのは不自然で、李は唐室からの賜姓、中郎は中郎將(正四品下)の略と解すべきである。誌石は縦・横約五四センチで、「井真成墓誌」との規模の差は両者の身分差と見てよいであろう(李中郎の贈官「右領軍衛大將軍」は正三品。刻文された天宝三載(七四四)は、「井真成墓誌」の一〇年後にあたり、第九行に見える埋葬地「長樂原」は、井真成の埋葬地に近い長安の東郊七里にあり、下を澧水が流れる。

さて、この墓誌文は、毎行一六字、全一三行、書体は楷書体で、誌面の左側に三行分の空白が認められる。一行の字数は「井真成墓誌」と同じで、行数は一行多いが、誌題が二行にわたっていることを考えれば、誌序・銘文の行数も左部の空白分も、「井真成墓誌」と全く同様であることがわかる¹¹⁾という意見は、私も支持している。

墓誌銘文の左部の空白について、上述の九姓突厥契苾李中郎墓誌銘以外に、私は最近もう一つの例である「大周長安三年(七〇三)故亡宮三品墓誌銘」という墓誌の実物資料を見つけた。その墓誌銘の配置は、次の如くである(図8)。

この墓誌は、一九八六年に陝西省礼泉県昭陵郷魏陵村南曹姓院の内から出土し、現在は昭陵博物館に収蔵されている。その墓誌銘は正方形を呈し、各辺の長さは五一センチであり、厚さは九・九センチである。墓誌文は陰刻する前に方形格をうち、格ごとに一字、楷書で右から縦書き、全九行、行ごとに一四個(第三行だけは一五個)の文字があり、合わせて一二七個の文字である。この墓誌の制作年代は、則天武后大周長安三年(七〇三)であるので、墓誌銘の内に数個の「則天文字」(武則天は女帝になって自ら「李唐」の国名を「武周」と改名したばかりでなく、自分の名前である「曩」を含む一八個の文字を造ったので、「則天文字」とされている)がある¹²⁾。例えば、人・年・月・日の書き方は、いずれも則天文字である。則天武后は六八

16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1

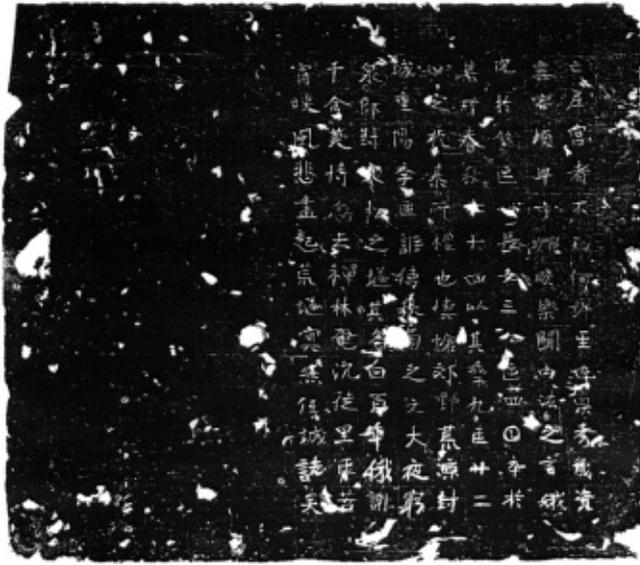


図8 大周長安3年(703)故亡宮三品墓誌銘の拓本写真(王維坤提供)

九年一二月二五日から七〇五年一月まで先後して一八個の文字を自ら造った。これらの文字は考古学の立場から言えば、分期と時代を区分する意味を持つのである。それに「囿」という文字は古代の日本にかなり影響を与えた。実際、私はすでに一九九七年に、則天文字を研究したことがある。その論文は上田正昭氏編の『古代の日本と渡来文化』という論文集に収録されている。⁽¹³⁾

ここで注目すべきは、故亡宮三品墓誌左部に七行の空白があり、

井真成墓誌左部に四行空白があり、九姓突厥契苾李中郎墓誌左部に三行の空白がある理由である。この問題点は、以前、賈麦明副館長が研究したことがある。賈氏の研究によると、「墓誌文の後に空白四行があり、空白を空けて外国文字を刻みつけるはずであったが、ここに日本文字を刻みつけていないのは、たぶん時間ぎりぎりであるに合わなかったのか、ある文字は日本語で翻訳できないのか、他の原因で刻みつけていないのか、まだわからないのである」と解釈した。⁽¹⁴⁾ 周知のように、七世紀頃の日本は、相変わらず「無文字、惟刻木結繩」という記事の歴史発展段階にあたるのである。⁽¹⁵⁾

しかし、日本考古学の発見から見ると、私はこの『隋書』の記載は成り立たないと思う。平川南氏は次のように述べている。

「戦後の古代史・考古学・国語学・国文学に関わる最大の発見は何か、と問われたならば、私は即座に、一九七八年、埼玉県行田市稲荷山古墳から出土した「辛亥年」銘鉄剣であると断言するであろう(正確には、鉄剣の出土は一九六八年で、銘文の判明が一九七八年)筆者注。鉄剣には鮮やかな金象嵌の一一五文字が刻み込まれていた。「中略」この鉄剣銘の発見によって「古代社会と文字のはじまり」の議論は学界内外で大いに沸騰したのである。「中略」この鉄剣の発見は画期的な出来事だったと評してよいであろう。稲荷山鉄剣発見から二十年を経た一九八八年、千葉県市原市稲荷台一号墳から、「王賜」に始まる銀

象嵌七文字の銘文を持つ鉄剣も出土した（正確には、銘文の判明が一九八八年。刻まれていた文字は推定12文字＝筆者注）。この銘文は古代国家形成期における王からの「下賜刀」の典型的な文型と考えられる。五世紀半ばという鉄剣の年代から、この銘文は日本で書かれた最古のものとされた。「中略」ところが、二、三年前から突如として新聞紙上に相次いで「日本最古の文字か」という見出しが載りはじめた。報道は、二、四世紀ごろの土器などに一文字または数文字が記されていたことによる。しかし、これらの一つないし二つの文字は、文章をなしていない点からいえば、やはり文字のはじまりの問題とは一線を画して考えるべきである。中国や朝鮮半島と緊密に交流していた列島各地で、鏡や銅銭などに記された文字が漢字として認識されていたのか、あるいは一種の記号・文様としてとらえられていたのか、それは明らかでないが、未知の文物として日本人に強い印象を与えたのは間違いないだろう。文字を持たなかった日本では、中国と外交関係を結んだ時点ではじめて漢字・漢文による外交文書が作成された。それが日本列島における文字のはじまりといえる⁽¹⁶⁾。

換言すれば、七世紀頃の日本では、文字はあっても、いずれも中国の漢字に倣う文字であったと思う。七十二年、太安万侶撰録の現存する日本最古の史書『古事記』、七二〇年に舍人親王、太安万侶

等の撰による『日本書紀』、及びそれ以後に編纂された『続日本紀』も、すべて漢文で書かれた書物である。したがって、刻みつけている七三四年の井真成墓誌には、明らかに「空白を空けて外国文字を刻みつける」等の問題は存在していないと思う。とにかく、上述のことから見ると、墓誌銘の後ろに三行、四行ひいては七行を空けているのは、「空白を空けて外国文字を刻みつける」ためではなく、たぶん墓主生前の業績の多少と何か関係があると考えている⁽¹⁷⁾。例えば、故亡宮三品墓誌の七行空白は従五品上の井真成墓誌の四行空白と比べれば、大体分かるであろうと思う。

さらに言えば、墓主生前の身分は直接に墓誌のサイズと関係がある。すなわち、従五品上の「贈尚衣奉御」という井真成墓誌のサイズは、各辺ほぼ三九・七センチに近い。故亡宮三品墓誌の各辺の長さは五一センチである。九姓突厥契苾の正三品の「贈右領軍衛大將軍」という李中郎墓誌のサイズは、縦・横約五四センチであり、従五品上の「唐故尚葉奉御」蔣府夫人劉氏（令淑）墓誌のサイズは、各辺僅か三三・五センチである。このことから見ると、各々生前の身分によつて、墓誌の大きさも違うはずであるが、しかし井真成墓誌のサイズは、確かに平均的な墓誌のサイズよりも小さくはあるが、小さすぎる、とまでは言えないと思う。残念なことに、これまですでに数基の墓葬におよぶ墓誌資料が公表されているが、サイズの記載を欠いた資料が多く、直接現物にあたらねばならない。ともあれ、

「従五品上」の墓と墓誌、とくに「六尚」の「奉御」に相当するそれ、なかでも「贈尚衣(食・菓・舎・乘・輦)奉御」の墓と墓誌の出土が、井真成墓誌の謎を解く鍵となるだろう。

3 井真成葬期の推定

ここで、もう一つ注目に値することは、井真成葬期である。井真成墓誌によれば、彼が「官弟(第)」に没したのは、「開元廿二年正月□日」のこととされている。ただ、野線と字の大きさから推して一字の日付と見るのが妥当であろう。すなわち、一(朔)・二・三・四・五・六・七・八・九・十日か、廿日ないしは卅日のいずれかであったと思われる。ただし、陳垣撰、董作賓増補の『増補二十史朔閏表』によれば、「開元廿二年」は小の月に当たり、三〇日そのものが存在しない。それゆえ、該当する日付としては、一(朔)〜十日か、「廿」(二〇)日のいずれかであったことになる。またその亡骸が萬年縣滻水東原に葬られたのは二月四日のことであった。このように、井真成の死去から葬儀までの期間は、最長でも三三日、最短の場合には一三日であったと、矢野建一氏は考えられる¹⁸⁾。

しかし、最近、私はもう一つの例である「唐尚衣奉御唐君妻故河南縣君元氏墓誌銘」という資料を見つけた。これは言うまでもなく、井真成の葬期と比べられる考古学資料になる。「唐尚衣奉御唐君妻

故河南縣君元氏墓誌銘」の記載によると、「夫人諱萬子、河南洛陽人。曾祖父、隋尚書左僕射、……以顯慶二年(六五七)十二月三日遘疾、終於萬年(縣)之安仁里第、粵以三年(六五八)正月十四日殯於萬年南原。(夫人は萬子を諱とす、河南洛陽人である。曾祖父は、隋の尚書左僕射で、……顯慶二年(六五七)十二月三日を以て疾に遘つて、萬年(縣)の安仁里第に終り、粵に三年(六五八)正月十四日を以て萬年の南原に殯す¹⁹⁾)」。その唐夫人の死去から葬儀までの期間は、あわせて四二日である。夫人でもこれほど長いのであるから、家主の場合はもっと長いはずである。また、「九姓突厥契苾李中郎墓誌」の「贈右領軍衛大將軍」(いわゆる正三品)の李中郎は、天寶三載(七四四)九月廿二日に疾に遘つて藁街に終り、その年十一月七日に長樂原に埋葬されたのである。その葬期を計算すると、四六日の長さに達した。

このように、井真成の最長でも三三日の葬期は、「九姓突厥契苾李中郎墓誌」の四六日の葬期と比べれば、一三日短い。とくに唐夫人の四二日の葬期と比べても、八日短かったのである。だから、井真成の死去と葬儀の期間は、比較的短かったと言えるであろう。その間に存在した色々な違いはたぶん井真成の低い身分と、突然で意外な死と密接な関係があるかもしれない。とにかく、私の見たところでは、井真成墓誌は「九姓突厥契苾李中郎墓誌」のサイズ・葬期・葬地などの問題と比較すればするほど唐玄宗の「皇上は哀傷し、

追崇するに典有り、^{まじりのり}詔して、尚衣奉御を贈る」という待遇はある程度分かるようになった。まさに石見清裕氏の指摘した通り、つまり、「唐が井真成に特別の待遇を与えたなどと解してもいけない。ましてや、本墓誌の撰者を阿倍仲麻呂と見るある作家の推測（『週刊朝日』二〇〇四年一月二十九日号）が入り込む余地など、全くないのである」⁽²⁰⁾。私も同じ見方を持っている。

4 井真成墓誌文の配置と考釈

ここでは、まず井真成墓誌文の配置から観察しようと思う。上に述べたように、墓誌文は陰刻する前に方形格をうち、格ごとに一字楷書で右から縦書き、全二行、行ごとに一六字であり、そのうち九字の欠字を含み、合わせて一七一字である。指摘しておくべきは、墓誌の上端部に破損が若干あり、最上部一行の九字が完全には識別しがたい点であるが、墓誌文の全体的解釈には大きな影響を与えない。とくに井真成墓誌文の配置は、「贈右領軍衛大將軍」という正三品の李中郎墓誌の配置と比べれば、両者の墓誌がいずれも秘書省著作局で作成されたものであると言える。換言すれば、後者の李中郎墓誌の空白は、実際に前者の井真成墓誌の空白と性格が同じであるとも思う。

4-1 井真成墓誌文の配置

井真成墓誌文の配置は、次の如くである。

1	贈尚衣奉御井公墓誌文。并序。
2	公姓井、字真成。國号日本。才稱天縱、故能
3	衛命遠邦、馳騁上國。蹈禮樂、襲衣冠、束帶
4	而朝、難与儔矣。豈曷強學不倦、問道未終、
5	壑遇移舟、陳逢奔駟、以開元廿二年正月
6	一日、乃終於官弟、春秋卅六。皇
7	哀傷、追崇有典。詔贈尚衣奉御、葬令官
8	綰。即以其年二月四日窆于萬年縣瀝水
9	東原、禮也。嗚呼素車曉引、丹旌行哀、嗟遠
10	道兮頽暮日、指窮郊兮悲夜臺。其辭曰、
11	死乃天常、哀茲遠方、形既埋於異土、魂庶
12	歸於故鄉。
13	
14	
15	
16	

(四行分空白)

(注) この中には次のように五つの異体字がある。3行目の「騁」は

「騁」、4行目の「高」は「囟」、5行目の「隙」は「隙」、「逢」は「逢」、6行目の「弟」は「第」の異体字である。

なお、墓誌文中の□は欠字であり、□の中の文字は推測される欠字の文字である。

4-2 井真成墓誌文の解説

贈尚衣奉御井公の墓誌の文。序并せたり。

公、姓は井、字は真成。国は日本と号す。才、天の縦せるに称う、故に能く命を遠邦に[〔]窺[〕]み、上国に馳せ聘う（さっそく、招聘に應ずる）。礼楽を蹈みて、衣冠を襲い、束帯して朝に[〔]面[〕]ち、与に儔いたり難し。豈[〔]凶[〕]らむや、強学して倦まず、道を問うこと未だ終らざるに、[〔]壑[〕]に移舟に遇い、隙に奔駟に逢うをや。開元廿二年（七三四）正月□□日を以て、乃ち官弟（第）に終わる、春秋、卅六。皇上、[〔]哀[〕]く傷みて、追崇するに典有り。詔して尚衣奉御を贈り、葬は官を令て[〔]隘[〕]せしむ。即ち其の年の二月四日を以て萬年縣の澹水の[〔]東原[〕]に窆むる、礼なり。嗚呼、素車旣に引かれ、丹旆行くこと哀れなり、[〔]遠道[〕]を嗟きて暮日を頼し、窮郊を指して夜臺を悲しむ。其の辞に曰く、[〔]死[〕]は乃ち天の常、茲の遠方なるを哀しむ。形は既に異土に埋もれ、魂は故郷に帰んことを庶う。

ここで説明したのは、以前の「上国に馳せ聘う（さっそく、招聘に應ずる）」という解釈については、私を含む学界の同仁さえも、ずいぶん間違っていたということである。今度、私がこの「騁」の字を拡大してよく観察すると、この字はやはり「馬」偏であり、「身」偏ではない。すなわち、この字は「騁」の異体字である。そうするならば、「上国（筆者注…大唐を指す）に馳せ聘う（さっそく、招聘に應ずる）」という意味よりもむしろ上国にさっそく行く（本文筆者注…活躍するとか駆け回ることを形容する。つまり、さっそく上京する）とするほうが理解しやすいと思う。このようにみれば、上句の「才、天の縦せるに称う、故に能く命を遠邦に[〔]窺[〕]み」とも、完全に一致するであろう。

4-3 井真成墓誌文の解釈と欠字の考証

4-3-1 「贈尚衣奉御」の中の「尚衣奉御」という官職は、唐時代の「尚衣局」の下の一種の職事官であった。唐の李隆基撰、李林甫注の『大唐六典』巻一の記載によると、「尚衣局、奉御二人、従五品上。……隋門下省有御府局監二人。大業三年（六〇七）分属殿内省。其後又改為尚衣局、皇朝因之。龍朔二年（六六二）、改為奉冕大夫。咸亨元年（六七〇）復旧。……尚衣奉御、掌供天子衣服。詳其制度、辨其名數、而供其進御。（尚衣局、奉御二人、従五

品上なり。……隋の門下省に御府局監二人有り。大業三年（六〇七）、分かたれて殿内省に属す。其の後又改めて尚衣局と為し、皇朝は之に因る。龍朔二年（六六二）、改めて奉冕大夫と為し、咸亨元年（六七〇）、旧に復す。……尚衣奉御は、天子の衣服を供するを掌る。

其の制度を詳らかにし、其の名数を辨じ、而して其の進御に供す。」とある。⁽²¹⁾このことから、「尚衣奉御」の主な責務は、「天子の衣服を供するを掌る」ことであるということがよくわかる。しかし、「贈尚衣奉御」から見ると、井真成が生前にこの役人になったのではなく、死後に贈られた一種の荣誉官職であったことは明らかである。

4-3-2 「國号日本」は、いわゆる國号が「日本」であることを明示している。ここで強調しておきたいのは、今回収集した井真成墓誌に見える「日本」という國号が、中国西安で初めて発見された唯一かつ最古の、長安で客死した「遣唐使」の成員の一人である入唐留学生に関する実物の石刻資料という点である。当該墓誌の絶対年代は開元二十二年（七三四）、今からほぼ一二七〇年前である。

この時期は、日本の奈良時代（七一〇—七九四年）であると同時に、中日両国の全面的に頻繁な文化交流の時期である。この期間には、「遣唐使」は、言うまでもなく大きな役割を果たしたと言える。

なお、「遣唐使」に関する墓誌は、中国西安の井真成墓誌が発見された以外、実際には中国洛陽で井真成墓誌より二一年早い日本使

節の墓誌が発見されたという意見もある。渡辺延志記者（朝日新聞）の紹介によると、

「中国・西安で発見された遣唐使「井真成」墓誌に刻まれている「日本」は最古のものとされていたが、「もつと古いものがあるようだ」との意見が出てきた。専修大学が二〇〇五年一月二八、二九の両日に開催した研究検討会で、東洋大学の高橋継男教授（中国史）が台湾の研究者の論文を紹介した。現物を見た人はいないが、「信用性は高そうだ」との見解が強い。多様な分野の専門家が集った場ならではの驚きだった。高橋教授が示したのは一九九八年に台湾の学術雑誌に掲載された台湾大学教授の論文である（筆者注・唐の先天元年（七一二）の『徐州刺史杜嗣先墓誌』には、「皇明遠被、日本來庭」という記録がある⁽²²⁾）。台湾の古美術店で一九九二年に見た唐の官僚の墓誌に、「唐の朝廷で宰相と一緒に日本からの使節に会った」と記されているという。この官僚は七一三年に死亡し、洛陽に葬られたと刻まれているという。七三四年に死亡した井真成の墓誌より二一年早いことになる。高橋教授は「井真成墓誌が発見され『最古の日本』と話題になったので気づいた」という。

白村江の戦（六六三年）の後は長らく遣唐使は途絶えていたので、この官僚が会ったとなると、七〇二年に日本を出発した大宝の遣唐使のほかは見あたらない。國号を日本と名乗ること

は前年の七〇一年に制定された大宝律令で定められたばかり。「国」といった場合、当時は播磨や常陸といった地域概念を示した。日本という概念は外交の場でだけ必要だったはずだ」と鈴木靖民国学院大教授は指摘する。日本という国号を初めて背負って外交の舞台に登場した遣唐使が記録されていたことになる。中国から参加した研究者は、台湾という想定しなかった場所にあぜんとした表情だった。

論文を書いた台湾大学教授は碑文研究では定評があるというが、この墓誌を店先で書き写したと記しており、発表した雑誌には写真も拓本も載っていない。墓誌は高値で売買されるので、偽造はさほど珍しくないという。研究会では「まず拓本を入手しなくては」との声があがり、高橋教授ら東洋大のグループが研究に乗り出すことを表明した⁽²³⁾。

とにかく、「遣唐使」に関する墓誌を多く発見し、発掘すればするほど井真成の実像がはつきり見えるようになる。一言で言えば、徐州刺史杜嗣先墓誌と井真成墓誌が前後して発見されたのは、言うまでもなく一二七〇年あまり前の日中両国の文化交流の歴史的証拠であって、その重要性和学術的価値は言葉にしては言い表せないほどである。私の研究によると、「日本」国号の出現の年代は唐高宗の咸亨元年（六七〇）として問題はないと思う。しかし、七〇一年

に制定された大宝律令で出現した「日本」国号は、『新唐書』と『旧唐書』の記載でいう六七〇年と比べると、三〇年近く遅れてしまった。したがって、「日本」国号が日本で正式に確立した年代は、これよりさらに古いと思う⁽²⁴⁾。また、「国号日本」の書き方については、氣賀澤保規氏が次のように述べている。すなわち、「墓誌での本質の書き方は、本質にあたる地名を入れて「〇〇人」とし、外国人（非漢人）でも「康国人」などと国名をいれて表記する。

「国号日本」という書き方は、墓誌においては管見のかぎりではじめての事例である⁽²⁵⁾という。私の見たところでは、これは天寶三載（七四四）の「九姓突厥契苾李中郎墓誌」の「九姓突厥」の書き方と非常に近いであろうと思う。しかし、将来、「国号日本」をもつ遣唐使墓誌が一つでも出土すれば、この問題は、議論の余地はない歴史的な事実になるのである。

4-3-3 「才稱天縱」中の「天縱」の意味は、「天から受けたもの」である。つまり、天賦の才を享けた傑出した才能の人物だというのである。『論語』「子罕」篇に、「大宰問于子貢曰、「夫子聖者与、何其多能也、」子貢曰、「固天縱之將聖、又多能也。（大宰、子貢に問いて曰く、「夫子は聖者か。何ぞ其れ多能なる」と。子貢曰く、「固より天縱の將聖にして、又た多能なり」と）」とある⁽²⁶⁾。この言葉から、井真成が多才多芸の英才だったと見てよからう。

4-3-4 「故能銜命遠邦、馳騁上國」という「□命」の二字は、

おそらく「衝命」であろう。衝命は奉命であり、受命の意である。『礼記』「檀弓上」に、「衝君命而使」とある。⁽²⁷⁾さらにこの語は阿倍仲麻呂の「衝命還国作」にも見られる。

「衝命将辞国、非才忝侍臣。天中恋明主、海外憶慈親。伏奏違金闕、駢駟去玉津。蓬萊郷路遠、若木故園林。西望懷恩日、東帰感義辰。平生一宝剑、留贈結交人。(命を衝みて將に国を辞せんとし、非才は侍臣を忝なくす。天中、明主を恋い、海外、慈親を憶う。伏奏して金闕を違り、駢駟して玉津を去る。蓬萊、郷路遠く、若木、故園の林。西のかた望みて恩日を懐い、東のかた歸りて義辰を感ず。平生の一宝剑、留めて結交の人に贈らん。)」⁽²⁸⁾

とある。実際、これらの類似の例は枚挙に遑がない。

なお、「馳騁上國」の騁については、前記の如く、「馳騁上國」の「騁」の異体字であると、私は思う。しかし、東野治之氏は、二〇〇五年の一月二八日と二九日に専修大学・西北大学共同研究プロジェクトの「遣唐使の見た中国と日本——新発見「井真成墓誌」から何がわかるか——」というシンポジウムで初めて「馳騁上國」ではなく、「馳騁上國」であり、その意味は「上國に馳せ騁う」という意味であると、指摘した。⁽²⁹⁾この点においては、氣賀澤保規氏の理解は、次の如くである。

「この句の前にある「衝命遠邦」(遠邦に命令を受ける)の遠邦を日本と解すれば、この「上國」は必然的に唐ということになる。その上で「馳騁」の解釈であるが、私は当初、『漢書』司馬遷伝に載る「経伝を貫穿し、古今を馳騁す。」(先人の著作を貫いて涉獵し、古今の世界をはせめぐる)の記述などから、手柄をあげるべく唐朝に赴き懸命に努力したという方向にそれをとった。しかし馳も騁もともに馬を疾駆すること、二字あわせても馬を走らせる、馬を疾駆させるといのがふつうに使われる意味であり、ここでは「上國に駆けつける」と解した方が無難である。上の句とつなげれば、日本の国命を帯び、唐で学ぶべく駆けつけたということになるのではないか。

この馳騁の騁には馬車(乗り物)の意味はなく、したがって一部にある、馬車を走らせて唐に赴いたという解釈は成り立たない。しかし馬を走らせて来たと表現することじたい、唐側に日本を陸続きの国とみる誤解があり、日本の存在が十分知られていなかった証左となるという指摘があるが、それは当たらない。馳騁の原義には馬があつても、用語としてはそれを離れて使われる。中心に立つ唐にたいして、日本人井真成が馳せ参じてきたことを表わす言葉としてそれは理解されてよいだろう」と解釈した。⁽³⁰⁾いま私もこの解釈を支持している。さらに言えば、この「馳騁上國」は、さっそく、上京するという意味のほずであると

思う。

「上國」は、唐の劉長卿の「客舍贈別章九建任河南、章十七造任鄭
 県、便觀省」という詩に、「与子頗疇昔、常時仰英髦。弟兄尽公器、
 詩賦凌風騷。頃者遊上國、独能光選曹。……。（子と疇昔を頗げ、常
 時英髦を仰ぐ。弟兄は公器を尽くし、詩賦は風騷を凌ぐ。頃者上國に遊
 び、独り能く選曹を光らす。）」などがある。これらのことから、井真
 成は命を受けて遙かなる日本からさまざまな困難を乗り越えて、大
 唐帝国の首都たる長安にやってきた、ということはこの段は述べて
 いる。

4-3-5 「蹈禮樂、襲衣冠、束帶□朝、難与儔矣」という部分
 の欠字には、いままで少なくとも三つの見方がある。その一は、
 「束帶□朝」ということである。これも、賈麦明・王建新・氣賀澤
 保規などの諸氏そして私を含め、多くの中日研究者がはじめてこの
 欠字を研究した時、殆んどこの同じ見方をもっていたわけであった。
 この句の中の「蹈……襲……」という言葉は、「蹈襲」或いは「襲
 蹈」とも作り、「因襲」「沿用」の意である。そしてこの句の中の
 「束帶□朝」は、「束帶□朝」の可能性が高いと、私たちは考えてい
 た。⁽³²⁾ その証拠として、『論語』「公治長」篇に「子曰、赤也、束帶立
 于朝、可使与賓客言也、不知其仁也。（子曰く、赤や、束帶して朝に
 立ち、賓客と言わしむべきなり、其の仁を知らざるなり。）」⁽³³⁾とある。
 「赤」とは、『史記』仲尼弟子列伝によれば、「公西赤、字子華、少

孔子四十二歳。」（公西赤、字は子華、孔子より四十二歳若い。）⁽³⁴⁾という。
 これについて、宋の程大中『四書逸箋』に、

「古人無事則緩帶、有事則束帶。説字云、「在腰為腰帶、在胸為
 束帶。腰帶低緩、束帶高緊。」公西華束帶立朝、蓋当有事之際、
 倉卒立談、可以服彊隣、即折衝尊俎之間意、泛作礼服、非（古
 人は事無ければ則ち緩帶し、事有れば則ち束帶す。説字に云う、
 「腰に在るを腰帶と為し、胸に在るを束帶と為す。腰帶は低緩にし
 て、束帶は高緊なり。」と。公西華束帶して朝に立つとは、蓋し有
 事の際に当たりては、倉卒に立談し、以て彊隣を服すべく、即ち尊
 俎の間に折衝するの意なり。泛く礼服を作すは、非なり。）」⁽³⁵⁾

という考証がある。こうした例から、「束帶□朝」という推測は、
 十分に説得力を持つであろう。この段は、井真成が唐代の礼楽制度
 と衣冠制度を十分に襲って、束帶して朝に立ち、だれも彼と比較で
 きなかつたという意味であると思う。

その二は、賈麦明氏と葛継勇博士の「束帶□朝」である。その研
 究によると、この「束帶□朝」は、「束帶□朝」の可能性が高い
 と考えている。というのは、欠字のところをよく観察すると、□字
 の下半部に、この字の両側の部分がかすかに見えるようであるから
 である。それで、ここを「束帶□朝」と考えるのである。ここで、

注意しなければならぬのは、彼らが、この「而」字を「如」字と解釈した点である。⁽³⁶⁾ 実際、葛継勇博士は、早くも二〇〇五年一月二日に（日本）井真成市民研究会において「井真成墓誌についての基礎的研究」というテーマで「束帶而朝」という見方を発表した。

すなわち、「朝」の字の上の漢字の右下に残っている字画は「ㄣ」であるので、「束帶立朝」などの用例が多いとしても、「而」字の可能性が高いという。『四書逸箋』巻一に記載する「束帶」条に、「古人無事則緩帶、有事則束帶（古人は事無ければ則ち緩帶し、事有れば則ち束帶す。）」とあり、『三国志』巻一六「魏志」に「束帶立朝、致位卿相（束帶して朝に立つ、位を卿相に致す。）」とある。『唐文粹』巻九七に収録する王維撰の「洛陽鄭少府與兩省遺補譙章司戸南亭序」に「拂衣而放、則野人於小隱之中、束帶而朝、則君子於大夫之後（衣を拂いて而して放てば、則ち小隱の中に野人たり。束帶して而して朝すれば、則ち大夫の後に君子たり。）」とあり、宋の傅察撰の『忠肅集』巻上に収録する「代兗運使謝賜金帶表」に「佩章以戒、每師前哲之規。束帶而朝、曾乏當官之譽。（章を佩びて以て戒め、每に前哲の規を師とし。束帶して而して朝し、曾ち當官の誉に乏しくす。）」とある。これらの用例から見ると、「束帶而朝」は朝廷に仕える意味を表すと分かる。⁽³⁷⁾

その三は、氣賀澤保規氏が、以前の見方を変えて最近はじめて提出した「束帶升朝」という見方である。すなわち、

「私は当初「束帶□朝」の□に入る文字として、他の方々の解釈にもあるように「立」の字をあてて考えてきた。「束帶立朝」といえば、『論語』「公冶長」篇に「子曰く、赤（公西赤）や、束帶して朝に立ち、賓客と言わしむべきなり」とある出典が思い出される。手元にあった宮崎市定訳では「赤は礼服を着て朝廷に出仕させ、外交折衝に当たらせることはできる」（岩波現代文庫）といい、宇野哲人訳では「赤は礼を知っていますから、礼装して朝廷に立つて賓客に対応させれば必ずりつばに役目を果たすことができます」（講談社学術文庫）といい、正式な服装で朝廷に立つて客人と応対するという同様の解釈がされている。私は「束帶立朝」と一応文字をあてはめながら、一抹の疑問を感じていた。ここでいう立朝とは為政者の側で朝政に関与する立場を表現するものであり、外国から来た無位なる若者の井真成に用いるにはふさわしくない言葉ではないかと。そしてその後、墓誌の詳細な写真をみる機会があり、残存筆画から少なくとも立の字にならないことが明らかになった。残存部分では下に線が出ている。そこで私は、かねてからもう一つの可能性を考えていた「升（昇）」の字にあててみることにした。升とは登・上（のぼる）のこと、外から来て朝廷にのぼり、皇帝や上位者に目通りする場合に使われる。⁽³⁸⁾

とある。

私は、近頃この「束帯□朝」という欠字を確認・解決するために、何回も墓誌の実物と拡大した写真をよく観察した。注目すべきことは、この欠字の下半部の両側に、左の「一」と右の「丨」という残存筆画が本当に見えるので、この「束帯□朝」は「束帯升朝」よりもむしろ「束帯□朝」という可能性が一番高いと考えるが、しかし氣賀澤保規氏のいわゆる「束帯升朝」という可能性を全面的に否定してはいけないと思う。

4-3-6 「豈高強學不倦、問道未終、□遇移舟、陳逢奔駟」の中の「問道」は、「聞道」ではないと思う。しかし、二〇〇五年の一月二八日と二九日に専修大学・西北大学共同研究プロジェクトの「遣唐使の見た中国と日本——新発見「井真成墓誌」から何がわかるか——」というシンポジウムに際して、中日の研究者はみな「問道」という言葉に解釈した。⁽³⁹⁾ 説明しなければならないのは、いまの解釈はいずれも「問道」である。「問道」とは、「学問の道」の意味である。賈麦明氏と葛継勇博士の研究によると、「問道」の「問」の字は、古代漢語の中で「聞」の意とも解釈できる。『墨子・非命・下』に曰く、「必使飢者得食、寒者得衣、劳者得息、乱者得治、遂得光誉令問於天下。(必ず飢えたる者をして食を得、寒えたる者をして衣を得、労れたる者をして息を得、乱れたる者をして治を得しむれば、遂に光誉令問を天下に得ん。)」とある。ここの「問」は、聞こえること、知らせること、とくに帝王に知らせることを指す。李密の「陳

情表」に曰く、「謹拜表以聞(謹んで表を拜して以聞す)」。ここの「聞道」の意は、ある道理をよく了解することである。『論語・里仁』に、「子曰、朝聞道、夕死可矣。(子曰く、朝に道を聞かば、夕に死すとも可なり。)」とある」と述べている。⁽⁴⁰⁾ これ以外に、氣賀澤保規氏の研究は注目に値するものであると思う。氣賀澤氏は、

「これに加えて問題となるのは、今示した文につづくところの「強學不倦、問道未終」である。強學も問道もいずれも一生懸命勉強・学問に努めること、「夙夜強学」(「礼記」儒行)とか「承師問道」(「漢書」賈誼伝)などと使われる。しかもその後は具体的な官歴は何も記されない。そうであれば、この「束帯升朝」の句の前後するところも含めて、およそつぎのように通して解釈することが可能となろう。

——士人としての礼儀作法にのっとり(踏礼楽)、衣冠をつけ(襲衣冠)、正装して朝廷に出る(束帯升朝)さまは、他から抜きん出ていた。

井真成は唐に留学生としてやって来た。化外の国、日本の人間ながら、朝廷に赴いたときの彼の立ち居振る舞いは礼儀にかなない、正装して堂々とした応対ぶりは立派であった⁽⁴¹⁾ という。

また、この句の中の「□遇移舟」については、王建新氏は以前「雪遇移舟」の意に解釈した。その根拠とする資料は、「(唐)朱放

『剡溪行却寄新別者』詩に曰く、「潺湲寒溪上、自此成離別。回首望
歸人、移舟逢暮雪。」（潺湲せんかん溪上に寒く、此自り離別を成す。首を回らし
て歸人を望み、移舟暮雪に逢う。）（『全唐詩』第三一五卷）……「雷
遇移舟、隙逢奔駟」は、「移舟遇雪、奔駟逢隙」の倒置文のほずで
あり、突然の変事が起きることを形容する」ということである。⁽⁴⁾一
方私は最初、「泊遇移舟」あるいは「壑遇移舟」と推測したのであ
るが、いまは「壑遇移舟」の可能性が高いと思う。具体的に言えば、
井真成という人物は若くして大志を抱き、學問に孜孜として倦まな
かったが、その大志が報われるのを待たずに、夭折してしまったこ
とをいう。その一生はあたかも「□遇移舟、隙逢奔駟」のごとくで
ある。「隙」は隙の異体字、「逢」は逢である。

「隙逢奔駟」は『礼記』「三年間」に「三年之喪、二十五月而畢、
若駟之過隙。（三年の喪は、二十五月にして畢る。駟の隙を過ぐるが若
し。）」とあり、その孔穎達の疏に、「駟謂駟馬、隙謂空隙、駟馬峻
疾、空隙狭小、以峻疾而過狭小、言急速之甚。（駟は駟馬を謂い、隙
は空隙を謂う、駟馬は峻疾、空隙は狭小、峻疾を以て狭小を過ぐるは、
急速なることの甚しきを言う。）」とある。つまり「隙逢奔駟」は「白
駒過隙」と同義である。時間の過ぎるのは駿馬が隙の向こうをすぎ
るかのごとく速いというのである。『莊子』知北遊篇に「人生天地
之間、若白駒之過隙、忽然而已（人の天地の間に生くるは、白駒の隙
（卻）を過ぐるが若く、忽然たるのみ）」とある。該当句は「□遇移

舟」と対句であり、もつて語気を強め、引伸すれば夭折の意となる。
かくして「□遇移舟」は「泊遇移舟」ではなからうか。唐の孟浩然
の「宿建德江」に「移舟泊煙渚、日暮客愁新。野曠天低樹、江清月
近人。（移舟煙渚に泊まり、日暮れて客愁新たなり。野は曠しく天は樹
より低く、江は清く月は人より近し。）」とあるのがその例となる。さ
らに「泊遇移舟」と「隙逢奔駟」を逐字的に比較してみると、両者
が完全に対句をなしていることがわかる。すなわち泊と隙、遇と逢、
移舟と奔駟である。こうしたことから、該当句は「泊遇移舟」に作
ると理解するのが最も適当だと考えるが、しかし、私は二〇〇四
年四月以来、「□遇移舟」という句の意味を墓誌の報告書を利用し
て一生懸命に調べた。幸いなことに、「白駒過隙」という意味とま
ったく同じ考古学史料を探し出した。例えば、「□□」〔大〕〔唐〕故
管君（思礼）墓誌銘」に、

「君諱思礼、……未申大夏之材、遽奄荆蠻之玉、以垂拱二年
（六八六）十月八日卒於私第、春秋卅有八。以其年歲次景戌其
月戊辰朔卅三日庚寅葬於洛城之北平樂郷之境、長崗之卯、所謂
薤露將垂更切田横之歎、白駒流隙有感……。（君諱は思礼、……
未だ大夏の材を申べざるに、遽かに荆蠻の玉に奄う、垂拱二年（六
八六）十月八日を以て私第に卒す、春秋卅有八。其の年歲次景戌其
の月戊辰朔卅三日庚寅を以て洛城の北平樂郷の境、長崗の卯に葬ら

る。所謂薙露^{いひゆるかろ}將^{まさ}に垂れんとして更^{あた}めて田横の歎を切にし、白駒^りの流^り隙^{うげき}に感有^あり……。」

とある。この墓誌の「所謂薙露」は、人の命が非常に短いことを形容し、薙という植物の葉にある露の如く、一瞬ですぐ干されるといふことである。⁽⁴³⁾ また、「大唐故朝散郎守内寺伯飛騎尉成府君（忠）墓誌銘文并序」の中に「隙駟難留」という言葉も見える。⁽⁴⁴⁾ これらの言葉から見ると、「□遇移舟」は「壑遇移舟」のはずであろうと思う。しかし、氣賀澤保規氏の、

「こうした出典をふまえて、もとの句「□遇移舟、隙逢奔駟」にもどると、まず□にあたる文字は、「移舟（蔵舟）」にもっとも重くからむ語からみて「壑」を置いて他にない。私は当初「奄（にわか）」の語を考えたことがあったが、そのような副詞はつぎの「隙逢奔駟」と並べてみると不適當である。また「夜」の字などの可能性も、右の理由などから考えると到底浮かんでこない。これらの表現は墓誌や墓碑において、死を目前にしたところ、あるいは死のすぐ後の表現としてみえることにも注意したい。右の張允墓碑にもその一端がうかがえたが、さらに例えば「劉德墓誌」にも「豈図隙馬難停、蔵舟易遠、……以貞觀十九年十一月廿一日、終於洛陽私第、春秋九十有六。」（豈に図らんや、隙馬は停め難く、蔵舟は遠ざかり易し、……貞觀

十九年（六四五）十二月二日を以て、洛陽の私第に終わる、春秋九十有六。）とあり、「隙馬・蔵舟」という井真成墓誌に直結する二つの語が、死に先立って使われている。以上をふまえ、私には「壑」にて移舟（蔵舟）に遇い、隙（隙）にて奔駟に逢う」と読み、急に様相（病状）が変わり、あつという間に世を去ってしまったと、急な死、人生のはかなさ、不確かさを形容した言葉と理解した。はたしてどうだろうか⁽⁴⁵⁾

4-3-7 「以開元廿二年正月□日、乃終於官第（第）、春秋卅六。皇上哀傷、追崇有典。」この段は二箇所の欠字があり、内容は理解しやすいけれども、欠字の推測はかなり難しい。まず「正月□日」の残損した様子から分析すれば、その面積が小さいばかりでなく、残存した筆画も何も見えないので、少なくとも「正月□日」あるいは「正月二日」以上の数字にならないことが明らかになった。しかし、井真成の「正月□日」という死亡日については、私たちの推測以外に、氣賀澤保規氏の「正月十日」という推測もある。私の観察によれば、いままで、欠字の真ん中に残存した「一」の筆画はなかなか見えないので、少なくとも「十」字の可能性は低いと思う。葛継勇博士は「正月□日」と考えている。⁽⁴⁶⁾ もし唐の日本留学生の井真成が「正月□日」あるいは「正月卅日」という日に死亡すれば、二月四日にその亡骸を萬年泉澹水^東原に埋めるまで、井真成の死去か

ら葬儀までの期間は、最長では三三日間であり、最短の場合では五日間となる。先の紹介のように、「唐尚衣奉御唐君妻故河南縣君元氏墓誌銘」の夫人でも、死去から葬儀までの期間が四二日間に及んでいる。夫のほうの尚衣奉御自身ならば、さらに長期間となろう。

しかし、井真成の場合は、最長でも、夫人より八日も短い三三日である。やはりかなり短期間に行われたといわざるを得ない。その原因は、井真成が若くして、しかも不慮の死を迎えたためではないかと考えられる。そうでなければ、唐朝が日本留学生の井真成の死亡に対し、こうした特別な扱いをすることは無かつたのではないだろうか。ちなみに、「九姓突厥契苾李中郎墓誌」の「贈右領軍衛大將軍」（いわゆる正三品）の李中郎は、天宝三載（七四四）九月廿二日に疾に遭いて藁街に終り、その年一月七日に長樂原に埋葬されたのである。その葬期を計算すると、四六日の長さには達したはずである。

また、この句の中の「皇上□傷」という欠字に対して、中日の研究者はいろいろな例をあげている。そのうち、私と賈表明氏は「皇上⁽⁴⁷⁾哀傷」という見方を持っている。しかし、氣賀澤保規氏は私たちの見方と違って、「皇上⁽⁴⁸⁾檀傷」という欠字を推測した。この欠字は、いったいどの字であろうか。他の墓誌と比べると、「哀」が一番相応しいと私は思う。例えば、『全唐文』巻二九一に載せる張九齡撰の「大唐金紫光祿大夫行侍中兼吏部尚書宏文館學士贈太師正平忠獻

公碑銘并序」に「朝廷哀傷、冕旒震悼。⁽⁴⁹⁾（朝廷哀傷し、冕旒は震悼す。）」とあり、『文苑英華』巻九〇一に載せる唐の李堪然撰の「太子少傅寶希城神道碑」に「輟朝興慟、詔葬哀傷。亟峻典礼、逾崇寵章。⁽⁵⁰⁾（朝を輟めて慟を興し、詔して葬り哀傷す。亟やかに典礼を峻しくし、逾寵章を崇くす。）」とあり、とくに『新唐書』卷一一〇「泉男生列伝」に、「泉男生字元徳、高麗蓋蘇文字也。……卒、年四十四。帝為拳哀、贈并州大都督。喪至都、詔五品以上官哭之、謚曰襄、勒碑著功。⁽⁵¹⁾（泉男生字は元徳、高麗蓋蘇文の子なり。……卒す、年四十四。帝は為に哀を挙げ、并州大都督を贈る。喪都に至り、五品以上の官に詔して之を哭せしめ、謚して襄と曰い、碑を勒して功を著す。）」とある。これらの史料から見ると、「皇上⁽⁴⁷⁾檀傷」よりもむしろ「皇上⁽⁴⁸⁾哀傷」の可能性が高いと思う。それでは、唐の玄宗なる皇上は、なぜ井真成に「哀く傷みて、追崇するに典有り」なのか。これは、井真成が唐玄宗の開元二二年（七三四）正月□日に官第に終り、享年三十六歳だったという不幸と密接な関係がある。換言すれば、風格が立派で才能横溢かつ容姿文雅なる唐の日本留学生が不幸にも夭折したことを、唐の玄宗はいたく愛惜し、官を贈って追悼したわけであろうと言える。

4-3-8 「詔贈尚衣奉御、葬令官給。即以其年二月四日窆于萬年縣滻水東原、禮也。」

まず、説明したいのは、唐玄宗より、詔を下して、井真成に「尚

衣奉御」の官職を贈ったことである。ここの「葬令官□」は、「葬令官給」であろう。『千唐誌齋藏誌』所載の唐の高宗の麟徳二年（六六五）の「九品亡宮人墓誌」の墓誌文中にはつきりと「葬事須、并令官給。（葬事に須むるを供し併せて官給を（命）令す。）⁽⁵²⁾」という例がある。ほかにも「大唐故沙州刺史李府君（思貞）墓誌銘」に「李思貞」以長安四年（七〇四）七月十日、卒于沙州刺史之官舍、春秋六十有三。恩勅賜物一百段、粟一百石。靈柩還京、所須官給。（李思貞）は長安四年（七〇四）七月十日を以て、沙州刺史の官舎に卒す。春秋六十有三。恩勅して物一百段、粟一百石を賜り。靈柩の京に還り、須むる所は官給をす⁽⁵³⁾。とある。こうした例によれば、この段の意は、皇帝は詔を下して井真成に「尚衣奉御」の官職を贈っただけでなく、後事を処理するよう命令したのである。そして同年（七三四）二月四日に井真成を萬年縣瀆水原に葬ったわけ、唐代の喪葬制度によったのである。

4-3-9 「嗚呼 素車曉引、丹旒行哀、嗟遠道兮頽暮日、指窮郊兮悲夜臺。」

「嗚呼」は「嗚呼哀しいかな」という哀痛の辞である。「素車曉引、丹旒行哀。」というのは、明け方に白色の麻と繒でつつんだ靈柩車が葬儀場を出発し、その最前には丹色の旗（俗に「魂幡」という）が哀悼を示す。その「素車」は、「靈車」「輜車」「清素車」とも称する。『北史』卷二六「刁雍列伝」には、「輜車止用白布為幔、不加

画飾、名為清素車。（輜車は止だ白布を用いて幔と為し、画飾を加えず、名づけて清素車と為す。）⁽⁵⁴⁾とある。『芸文類聚』卷四九「太子舍人」の梁の簡文帝の「太子舍人蕭特墓誌銘」に「丹旒輕飛、哀歌徐引。（丹旒は輕かに飛び、哀歌は徐ろに引かる。）⁽⁵⁵⁾」とある。また、則天武后の如意元年（六九二）の「大周故文林郎楊府君（訓）墓誌銘」に「丹旒啓塗、素車遵轍。（丹旒は塗を啓き、素車は轍に遵う。）⁽⁵⁶⁾」という句が見える。則天武后の証聖元年（六九五）の「故左戎衛右郎將古君夫人匹妻氏（煥徳）墓誌」にも「靈車曉行、丹旒晨飛。（靈車は曉に行き、丹旒は晨に飛ぶ。）⁽⁵⁷⁾」と見える。これらから、「丹旒」という記載には問題はなさそうである。

しかし、氣賀澤保規氏は、この「嗟遠道兮頽暮日」の中の欠字を「路」と推測し⁽⁵⁸⁾、賈麥明氏と葛繼勇博士の推測は、「客」という字であるかもしれないとする。その証拠とするのは、唐の獨孤及撰の『毘陵集』卷一九「弔道殣文并序」に「人生寄世、孰匪遠客、嗟爾賦命、天年逼迫。（人は寄世を生く、孰か遠客に匪ずや、爾が賦命を嗟き、天年は逼迫す。）⁽⁵⁹⁾」とあり、また、『全唐文』卷四五〇「長樂鐘賦」に「思遠客於鶉衣、怨美人於羅幕。（遠客を鶉衣に思い、美人を羅幕に怨む）」とある。そして『唐文拾遺』卷六五「然而四節流邁、百齡飄忽。如賓之敬不居、遠客之遊斯尽。（然れども四節を流邁し、百齡は飄忽たり。如賓の敬は居らず、遠客の遊は斯に尽く。）⁽⁶⁰⁾」ということである。なお、「唐故廉州封山県令爨府君（古）墓誌」の「推遷

何直道兮、信爽何平分兮。(推遷何ぞ道を直さん、信爽何ぞ分を平らにせん)⁽⁶⁰⁾という言葉から分析すれば、この「嗟遠□兮頽暮日」は、おそらく「嗟遠□兮頽暮日」の可能性が高いと思う。そのうちの「嗟」は、実際、哀痛の辞である。その「頽暮日」は、すなわち日が暮れて暗くなるという意味を表わす。

ここで、いわゆる「指窮郊分悲夜臺」の「夜臺」は、墳墓を指すわけである。全体的意味で言えば、明け方からの葬送は、悲しい慟哭の声を伴って日が暮れて暗くなるまで続き、郊外にいたるまで物哀しい雰囲気を現出させた、という意味である。

4-3-10 「其辭曰、□乃天常、哀茲遠方、形既埋於異土、魂庶歸於故郷。」

其の辞に曰く、「□乃天常」とは、はじめは「別乃天常」であろうと筆者は考えた。つまり、生死離別は天の常道であると解釈したのだが、しかし、近年、私は新しい参考資料を二点見つけた。その一、「旧唐書」巻九六「宋璟列伝」に「且死者是常、古来不免。(且つ死なる者は是れ常なり、古来免れず。)⁽⁶¹⁾」とあり、その二、「新唐書」巻一〇六「盧承慶列伝」に「死生至理、猶朝有暮。(死生の理に至るは、猶朝には暮有るがごとし。)⁽⁶²⁾」ということから見ると、「□乃天常」は、おそらく「死乃天常」であろうと、私は思う。

賈麦明氏と葛継勇博士は、私の見方と違って、「命乃天常」としたのである。つまり、「命」の中左部の「口」がわずかに見えるの

で、その可能性が高いと思ったが、しかし、「口」部分の「丨」が見えないので、この欠字は暫く「命」という字を取りたい。その証拠は、『全唐文』巻四四二に載せる潘炎撰の「神着立賦」に「数彰得一、命乃自天。(数は彰かにして一を得、命は乃ち天よりす。)」とあり、唐の柳宗元撰の『柳河東集』巻三〇に載せる「與蕭翰林俊書」に「命乃天也、非云云者所制、余又何恨。(命は乃ち天なり、云云する者の制する所に非ず、余又何ぞ恨まん。)」とある、という見方である。⁽⁶³⁾

氣賀澤保規氏の推測は、以上の見方と違って、この欠字は「慄乃天常」であるとする。残念ながら、その論拠は何も挙げられていない。⁽⁶⁴⁾なお、次の「哀茲遠方」は、遠方から集った人々の悲しみの声に満ちているという意味である。とにかく、形(形魄・肉体を代表すること)は異国の他郷(長安)に埋められるが、魂(精神・靈魂を代表すること)は故郷の日本に帰る、という意味である。

5 井真成の入唐時期

井真成墓誌に「開元廿二年(七三四)正月□日、乃ち官弟(第)に終わる。春秋卅六」とあることから逆算すれば、井真成は六九九年に生まれたはずである。そうだとすると、彼が唐に赴くためには、七〇二年に発った第七次遣唐使団にしたがうことはできず、また七三三年に発った第九次遣唐使団にしたがうこともできなかったと思

われる。具体的に言えば、第七次遣唐使団が七〇二年に筑紫から発った時に、井真成はまだ四歳であったから、第七次遣唐使団に選ばれる資格は備えていない。また、井真成が七三三年に難波を発った第九次遣唐使団にしたがったはずはないとするのは、その遣唐使団が揚州に到着した確実な時期は七三三年八月であるからである。そこから長安へ行けば、たぶん同年一月から二月までの期間に到着したであろうと、私は推測した。ところが、たいへん不幸なことに、井真成は翌年（七三四）「正月□日」に亡くなったのである。

したがって、井真成の年齢から分析すれば、その渡唐の時期は七七年に難波から発った第八次遣唐使団以外に考えられないのである。そうすると、彼が唐に渡った時の年齢は一九歳であり、まさに颯爽とした青年時代であったはずである。したがって、彼は第八次遣唐使団のメンバーとして最適の人選だったはずだと筆者には思われる⁽⁶⁵⁾。日本の遣唐使研究者である森克己氏の説によれば、第八次遣唐使団は七一七年（日本の養老元年、唐の開元五年）三月に難波を出発し、翌年一〇月に長安に到着した⁽⁶⁶⁾。その人員構成を『大日本史』巻一五「元正天皇記」には次のように記している。すなわち、

「靈龜」二年（七一六）丙辰、秋八月、……二十日癸亥、以從四位下多治比守為遣唐押使、從五位上阿倍安麻呂為大使、正六位下藤原馬養為副使、九月四日丙子、以從五位下大伴山守代

安麻呂、為遣唐大使。」⁽⁶⁷⁾

とある。具体的に言えば、第八次遣唐使団の人数は五五七人、四隻の船に分乗して揚州・長安に向かったのだった。その人員の数といい、規模の大きさといい、陣容の厳正さといい、遣唐使の歴史上空前であった。この第八次遣唐使団の到来は、古代の日中文化交流を新たな歴史段階に進めたと言っても過言ではない。日本の奈良時代（七一〇―七九四年）は高度に繁栄した盛唐文化の大きな影響下にはじめて生じ得たのである。この文化交流の過程において、遣唐使や留学生・学問僧らはいへん重要な役割を果たしたのであり、彼らの及ぼした積極的な作用を低く見積もるわけにはいかない。

5-1 阿倍仲麻呂

まず指を屈すべき遣唐留学生は阿倍仲麻呂である。彼は阿倍船守の子であり、六九八年、大和国（今の奈良県）に生まれた。井真成より一歳年上である。二〇歳で第八次遣唐使に選ばれ、七一七年に入唐した。まず長安城の国子監で学び、天賦の聡明さと勤勉な学習により、すぐれた成績で進士に合格し、大学に名をつらねた。そして左春坊司經校書（正九品下）・左拾遺・左補闕（從八品上）・衛尉少卿・衛尉卿・儀王友などの職を歴任し、とくに七五五年以降、秘書監（從三品）・左散騎常侍（從三品）・安南都護・鎮南節度使・光

禄大夫兼御史中丞に任じられ、北海郡開国公を賜り、位は正三品、食邑三〇〇〇戸にまで至り、玄宗の重用を得た。彼の生涯の略歴は『旧唐書』卷一九九上「東夷列伝」に詳しく書かれている。すなわち、

「開元初、又遣使來朝、因請儒士授經。詔四門助教趙玄默就鴻臚寺教之。乃遣玄默闊幅布以為束修之禮、題云「白亀元年調布」。人亦疑其偽。所得錫賚、盡市文籍、泛海而還。其偏(副)使朝臣仲滿、慕中國之風、因留不去、改姓名為朝衡、仕歷左補闕、儀王友。衡留京師五十年、好書籍、放歸鄉、逗留不去。
（開元の初、又た使を遣わして來朝す、因つて儒士に經を授けられんことを請う。四門助教趙玄默に詔し、鴻臚寺に就いて之を教えしむ。乃ち玄默に闊幅布を遣りて、束修の禮となす、題して「白亀元年の調の布」と。人亦その偽なるかを疑う。得るところの錫賚盡く文籍を市い、海に泛んで還る。其の偏(副)使朝臣仲滿、中國の風を慕い、因て留まりて去らず、姓名を改めて朝衡と為し、仕えて左補闕、儀王友を歷たり。衡、京師に留まること五十年、書籍を好み、放ちて郷に帰らしめしも、逗留して去らず。⁽⁶⁸⁾」

とある。

5-2 吉備真備

阿倍仲麻呂を、生涯かけて唐王朝に仕えた日本人留學生の典型とすれば、吉備真備は、修學後に帰国して祖國に貢獻した留學生の代表と言える。吉備真備は奈良時代の學者・官僚であり、六九五年（六九三年あるいは六九四年の説もある）に吉備国（今の岡山県・兵庫県あたり。大和国説もある）に生まれ、井真成より四歳年長である。七一六年、二二歳で正規に遣唐留學生に選拔され、入唐後は国子監四門助教の趙玄默について儒家經典を学び、長安での留學は前後一九年の長きに及んだ。彼は刻苦勉強して、儒家經典や歴史書を研鑽し、ひろく諸芸を涉獵し、中國の『史記』『漢書』『後漢書』といった史書、儒教の正式經典である五經、法律の古典、算術、曆法、天文、音楽、建築などの諸方面において深い造詣を得た。

真備は七三五年（天平七）に帰国すると、価値ある物品をあまた朝廷に献上し、聖武天皇の殊遇を受けた。七三六年に正六位下より外従五位下となる。翌年に中宮亮に昇進し、七三九年には母の墓を造る。七四〇年の藤原広嗣の乱に際しては、僧玄昉とともに弾劾されたが、七四一年に東宮學士となり皇太子（孝謙天皇）に『礼記』『漢書』を講ず。七四六年に吉備朝臣と改め、翌年に右京大夫に昇進した。藤原仲麻呂の台頭によって筑前守・肥前守に移されたが、七五一年（天平勝宝三）に遣唐副使に任ぜられて、再び入唐した。七五四年に帰国し、大宰大式となり建議して怡土城を造営した。その後、造東大寺司長官として入京し、七六四年（天平宝字八）の藤



図9 2004年2月4日に筆者は圀勝寺檀家総代渡辺捷平氏（右）・元同志社大学施設部長松浦靖氏（左）のご案内で圀勝寺を見学。骨蔵器が出土した下道氏墓域の入口にて（王維坤提供）



図10 圀勝寺下道朝臣圀勝・圀依母夫人骨蔵器の実物写真（王維坤提供）



図11 圀勝寺下道朝臣圀勝・圀依母夫人骨蔵器蓋の実物写真（王維坤提供）

原仲麻呂の乱に際しては朝廷の軍務の参謀となり、その功によって従三位勲二等、参議・中衛大将に任ぜられた。七六六年（天平神護二）に正三位、中納言・参議、七六七年（神護景雲二）に従二位右大臣となり、翌年に正二位に昇進した。七七〇年（宝亀一）に白壁王（光仁天皇）を立てて皇太子とし、正二位右大臣兼中衛大将勲二等の地位に昇った。そして、七七一年に至り、一切の官を辞任した。⁶⁹ それにしても、吉備真備はなぜ二回も入唐したのだろうか？ 私はこの点について、吉備真備の出身及び幼年時代より受けた家庭教育と密接な関係があるという結論に至った。吉備真備は、すなわち

吉備朝臣真吉備である。彼は、吉備下道朝臣圀勝の子であり、母は楊木（八木）氏と称する。現在、岡山県圀勝寺の蔵する下道朝臣圀勝・圀依母夫人の骨蔵器は、吉備真備の出自と幼年時代に受けた家庭教育を考察するうえで、重要な考古学的な資料である。私は京都大学人文科学研究所の客員教授としての滞在期間の二〇〇四年二月四日に、元同志社大学施設部長松浦靖氏のご助力により、吉備の故郷にある圀勝寺において、圀勝寺檀家総代渡辺捷平氏のご好意を得て、「国宝」に指定されている吉備真備の祖母の骨蔵器を見ることができた（図9）。

この骨蔵器は銅で鑄造されており、蓋がついている(図10)。とくに、蓋の表面に次の二行の銘文が刻まれていることが注目される(図11)。

(内側) 銘 下道罔勝弟罔依朝臣右二人母夫人之骨蔵器故知後人明不可移破

(外側) 以和銅元年歲次戊申十一月廿七日己酉成(図11)

この銘文の年号は元明天皇の年号、和銅元年は七〇八年である。

注意すべきは、銘文中に則天文字が使われている点である。それは「罔」だけで、しかも人名である。「人」「臣」「日」「月」「年」の五字は則天文字を使っていない。周知の如く、日本の漢字はほとんどすべて古代中国から直接伝えられたものであり、「国」の字はそのよい例である。「国」は古くは繁体字の「國」であり、現在使用している簡体字の「国」ではなく、ましてや則天文字の「罔」でもない。管見では、則天武后は前後一八字を新たに造ったが、そのうち、「罔」の字は証聖元年(六九五)四月から五月の期間に造った字である。⁽¹⁰⁾ 目下、考古学的に最古の実例は万歳登封元年(六九六)正月二七日の「楊昇墓誌」である。⁽¹¹⁾ おそらく今後の考古発掘により、これよりさかのぼる則天武后期の墓誌が発見されることであろう。注意すべきは、古代日本人を個別に見た場合、自分の名前の「國」を「國」と書かずに、則天文字の「罔」を使う点である。これはたんに「國」一字の問題ではなく、本人並びにその家庭が則天武后期の

文化の学習に熱心だったことと関係があるはずだと筆者には思われる。

5-3 下道罔勝とその弟罔依

そこで上述の銘文中の「下道罔勝」とその弟「罔依」の関連状況について具体的に分析しておきたい。この二人の名前には「罔」という則天文字が使われている。「下道罔勝」は吉備真備の父親であり、「罔依」は同じく叔父である。骨蔵器は真備の祖母のものであった。「罔勝」と「罔依」という二人の名前から推すに、彼らが遣唐使について長安あるいは洛陽に行った可能性を排除できないのはなかるうか。これに関する記載が日中の文献に見えず、具体的ことは知れないとしても、管見では次の点は肯定できる。すなわち、彼ら兄弟の名前に「罔」が使用されているのは、則天武后の「大周」文化に関係があり、長安あるいは洛陽に行った可能性を示すか、あるいは長安か洛陽で改名したあとの名前である可能性がある。そうでなければ、兄弟が則天文字の「罔」を自分の名前としてみずからの母親の骨蔵器に刻むという行為は理解しにくいと思う。⁽¹²⁾

吉備真備が六九五年に出生したことから逆算して見ると、彼の父親と叔父の出生年は六七五年前後であろう。六六九年、天智天皇が河内鯨を大使とする第六次遣唐使を派遣したときに、彼ら兄弟はまだ生まれていなかったであろう。もし兄弟が長安に行ったとすれば、

それは七〇二年の第七次遣唐使のほかには考えられない。当時の年齢は二七歳前後だったはずである。六六九年以降、日中関係には新たな政治的危機が生じ、日本側は一方的に遣唐使の派遣を中断していた。七〇二年まで、三三年もの間その中断は続いたのである。

5-4 粟田真人

七〇二年（大宝二）、文武天皇は両国の国交正常化のために、粟田真人を執節使、坂合部大分を大使、巨勢邑治を副使とする第七次遣唐使を組織して唐に赴かせ、再度文化交流の扉を開いた。ここで強調しておきたいのは、当時の唐政権は時すでに「大周」政権に改まっており、すべての権力は則天武后の手のうちに確保されていたことである。則天武后は大明宮麟徳殿で粟田真人のために宴をほったばかりか、彼に司膳卿を授け、大いに称賛した。『旧唐書』卷一九九上「東夷列伝」には次のように記されている。つまり、

「長安三年（七〇三）、其大臣朝臣（粟田）真人來貢方物。朝臣真人者、猶中国戸部尚書、冠進賢冠、其頂為花、分而四散、身服紫袍、以帛為腰帶。真人好說經史、解屬文、容止溫雅。則天宴之於麟徳殿、授司膳卿、放還本国（長安三年（七〇三）、其の大臣朝臣（粟田）真人、來りて方物を貢す。朝臣真人とは、なお中国の戸部尚書のごとし、進賢冠を冠り、其の頂に花を為り、分れて

四散せしむ。身は紫袍を服し、帛を以て腰帶と為す。真人好んで經史を読み、文を属するを解し、容止溫雅なり。則天（武后）これを麟徳殿に宴し、司膳卿を授け、放ちて本国に還らしむ」⁽⁷³⁾

とある。則天武后が大明宮麟徳殿で粟田真人のために宴をはり、司膳卿の職を授けたのは、第七次遣唐使に対する重視と高いレベルの接待を表している。実は、粟田真人らは唐に来るまで、皇太后が登極し、国号を「大周」と改めていたことを知らなかったのである。ましてや則天文字について理解しているはずはあるまい。

『統日本紀』卷三によれば、

「文武天皇慶雲元年、七〇四年）秋七月甲申朔、正四位下粟田朝臣真人自唐国至。初至唐時、有人來問曰、何処使人。答曰、日本国使。我使反問曰、此是何州界。答曰、是大周楚州塩城県界也。更問、先是大唐、今称大周。国号緣何改称。答曰、永淳二年（六八三）、天皇太帝（高宗）崩。皇太后（則天武后）登位、称号聖神皇帝、国号大周。問答略了。唐人謂我使曰、亟聞、海東有大倭国。謂之君子国。人民豊樂、礼義敦行。今看使人、儀容大淨。豈不信乎。語畢而去。（文武天皇慶雲元年、七〇四年）秋七月甲申の朔、正四位下粟田朝臣真人、唐国より至る。初め唐に至りし時、人有り、來りて問ひて曰はく、「何処の使人ぞ」といふ。

答へて曰はく、「日本国の使なり」といふ。我が使、反りて問ひて曰はく、「此は是れ何の州の界ぞ」といふ。答へて曰はく、「是は大周楚州塩城県の界なり」といふ。更に問はく、「先には是れ大唐、今は大周と称く。国号、何に縁りてか改め称くる」といふ。答へて曰はく、「永淳二年（六八三）、天皇大帝（高宗）崩じたまひき。皇太后（則天武后）位に登り、称を聖神皇帝と号ひ、国を大周と号けり」といふ。問答略了りて、唐の人我が使に謂ひて曰はく、「亟聞かく、「海の東に大倭国有り。これを君子国と謂ふ。人民豊樂にして、礼義敦く行はる」ときく。今使人を看るに、儀容大だ淨し、豈信ならずや」といふ。語畢りて去りき⁽⁷⁴⁾」

とある。

逆に言えば、則天武后ならびに則天文字を含めた当時の「大周」文化は、粟田真人を執節使とする第七次遣唐使団に深い印象を与えたことであろう。さらに言えば、このとき則天武后が麟徳殿で歓待したのは必ずや粟田真人一人だけでなく、第七次遣唐使団のメンバーをある程度含んでいたはずであるから、もしそうなら、第七次遣唐使について入唐した下道囀勝と囀依の兄弟二人がこの宴席に列していたと考えてもおかしくない。だとすれば、彼ら兄弟の名前はこの宴会の後に改名したものと考えてもよさそうである。少なくとも言えるのは、もともとの「国勝」「国依」を「囀勝」「囀依」に改名

したと考えることはできないのではないか。前にも述べたように、これは単に「囀」一字の問題ではなく、則天武后本人および則天文字が彼らに与えた大きな影響の必然的結果だったのである。もし上述の筆者の推測が正しいとすれば、彼ら兄弟は七〇二年の第七次遣唐使にしたがって長安に行ったのであり、吉備真備は幼少の時からこうした父や叔父の家庭環境の薰陶を受けていたので、成人してから阿倍仲麻呂・大和長岡・玄昉および井真成らとともに七一七年の第八次遣唐使として入唐したと考えることができる。

5-5 井真成の入唐時期

ここで注目に値するのは、二〇〇五年四月九日、西北大学と陝西省文物事業管理局が、主に北京にある数人の史学界の研究者を招待して西安鴻業大酒店で開いた「唐代日本留学生井真成墓誌學術研究会」である。この研究会ではまず北京大学中国古代史研究センター教授の榮新江氏が「井真成墓誌から見た唐朝の日本留学生に対する礼遇」をテーマとして発言し、新たな学説を提出した。

「とにかく、私は井真成が開元二一年（七三三）から出発した遣唐使団に従って来華した留学生であり、同年八月に蘇州に着し、それから長安に入京したという学説に賛成する。おそらく過労などの原因によって開元二二年（七三四）正月には長安で逝去したので、太学に入る学習の機会がないばかりでなく、

その上自分の才能を發揮した所はなさそうである。しかしながら彼は貴族の出身であり、賢く才能も横溢して、若くして亡くなったので、玄宗に哀傷を感じさせて、長安を出て当地の飢饉を避ける緊急避難の時期に、わざわざ井真成に「尚衣奉御」の官職を贈ったと同時に、政府より彼の葬儀をおだやかに按排させたのである。玄宗と唐朝政府はこのような無名無官の留学生に対して盛大なる葬儀を行ったことを、唐長安城における中日往来の一つのよい話として記録したのである。今度収集されている墓誌は十分に飾りけがないけれども、この点から言えば、その墓誌は確かに一つの非常に珍しい歴史文物であろう」

と、榮新江氏は強調して指摘した。⁽¹⁵⁾

また、中国社会科学院歴史研究所研究員の呉玉貴氏も「井真成の来華時間に関する一意見」をテーマとして発言し、井真成が開元二一年（七三三）から出発した遣唐使団に従って来華した留学生だという榮新江氏の新説を支持すると同時に、なぜこの新たな説を支持するか三つの理由を提示した。

「第一、墓誌に記載すると、「公、姓は井、字は真成。国は日本と号し、才は天縱と称せらる。故に能く遠邦に□命し、上国に馳騁す。礼楽を蹈み、衣冠を襲ぎ、束帯して朝に（立つこと）、与に儔いたり難し。豈に凶らんや、強學して倦まず、道に聞くこと未だ終わらずして、□（雪）に移舟に遇い、隙に奔駟に逢

うをや、開元廿二年正月□日を以て、乃ち官弟に終れり、春秋、卅六。」という。上述の墓誌の内容は非常に空疎簡単であり、もし井真成が入唐してからもう十七年が経つならば、墓誌に彼の履歴を一字も書かないのは不可解であろう。「ある学者」の意見に言われた「墓誌の記載は常套句を並べて撰した」ということは、このような状況を指すはずである。第二、これらの常套句を並べた記載より、井真成の来華に関する手がかりを探ることが出来る。墓誌の中に書かれている「豈に凶らんや、強學して倦まず、道に聞く（筆者註…この字は「聞」ではなく、「問」である）こと未だ終わらず」という言葉も、彼の来華した後の勉強時間があまり長くないことを証明する。もし非常に長い期間であったならば、墓誌の中にこのような描写が出現することはありえないと思う。第三、これもさらに重要なことである。墓誌によると、井真成の葬礼は唐朝の政府により執り行われたのである。この点は『大唐六典』巻一八・『旧唐書』巻四四「職官志」・『新唐書』巻四八「百官志」に関する蕃人の在華死亡者の喪事にかかわるものを官により執り行わせた（喪事所須、並令官給）記載と一致するのであるが、しかし『新唐書』巻四八「百官志・宗正寺」の条にさらに明確に記載している。いわゆる「新羅、日本僧入朝学問、九年不還者編諸籍（新羅、日本僧の入朝して学問し、九年還らざる者は諸籍を編む）」という

わけである。留学僧と学問僧は唐朝で学習する具体的な内容が違うけれども、これらの待遇は一致すべきである。換言すれば、もし井真成がすでに唐朝で十七年間滞在したならば、彼はもちろん早めに唐国籍に入ったはずであろう、喪事の方面でも蕃人の待遇を受けることはできないと言える。彼が唐朝における蕃人の待遇を受けたからには、彼の来華時間を開元二二年（七三三）とするはずであることを明らかにした、すなわち去世の一年前である」⁽⁷⁶⁾と述べている。

しかし、私は上述の二氏の学説を否定する意見を持っている。私は二氏の意見を聞いても、井真成の入唐年代はやはり第八次の七一年であり、第九次の七三三年の可能性は非常に低いと、強く信じるものである。何故かと言うと、少なくとも、四つの理由と証拠を挙げることができる。その一、井真成の年齢から分析すると、彼は六九九年に生まれた人物で、もし七一七年に入唐したとするならば、その時、一九歳であり、遣唐留学生とするのに最適の年齢だと思う。もし、井真成が七三三年に入唐したとするならば、その時、もう三五歳になり、遣唐留学生という身分で入唐することは明らかに可能性がないと思われる。私見によれば、阿倍仲麻呂は六九八年（七〇一年とも言う）⁽⁷⁷⁾に生まれ、七一七年に入唐した時の年齢は二〇歳であり、吉備真備の場合には二二歳の時、遣唐使団に選ばれ、翌年に

入唐し、その時の年齢は二三歳である。この実例から、遣唐留学生の平均年齢は、二〇歳ぐらいのように見える。なお、北京大学中国古代史研究センター副教授の羅新氏は遣唐留学生の入唐年齢について、以前、かなり意義を持つ統計調査を行ったことがあり、入唐年齢はほとんど二五歳以下であると考えている。だからこそ、井真成の入唐年代は第九次の七三三年よりもむしろ第八次の七一年の可能性のほうが高いと思う。その二、七三三年に入ると、井真成の年齢はもう三五歳を迎え、墓誌にいう「豈図らんや、学に強めて倦まない」、それに「三〇歳に而て立つ」年齢を過ぎた人物であれば、勿論、大きな業績を挙げたはずであろうと言える。もし、本当にそういう人物であれば、彼の名前は言うまでもなく日本の書物の中に載るはずであろう。残念ながら、いままで見られる日本の古代書物に限り、井真成という人物に関する記事は何もなかったのである。この点から分析すると、井真成はたぶん若く一九歳で入唐したのであり、彼の入唐年代は第九次の七三三年よりもむしろ第八次の七一七年の方がよいと思う。その三、もし井真成が七三三年一〇月以後に入唐すれば、翌年の正月に亡くなるまで、僅かに四ヶ月足らずの期間、長安に滞在し、このような短い期間のうちに、何か大きな業績を挙げるのは不可能であろうと、私は思う。それでは、彼が死後、唐玄宗より「皇上は哀傷し、追崇するに典有り、詔して、尚衣奉御を贈る」という待遇を受けることも理解できない。「蕃国」

から来た井真成が、四ヶ月に足りない期間では「上国」の大唐皇帝である玄宗との間にそのような親しみある関係を結ぶのは不可能であろうと思う。さらに言えば、唐玄宗はその時、一般的な関係の人々に「尚衣奉御」という職官を贈った例もない。逆に言えば井真成は長安に長く滞在すればするほど唐玄宗との関係を深める機会が多くなるはずであろう。だからこそ、井真成の長安滞在期間は、言うまでもなく結構長かったのである。これは井真成の入唐年代を第九次の七三三年よりもむしろ第八次の七一七年とする有利な理由と証拠になると思う。その四、井真成は阿倍仲麻呂や吉備真備と比べると、殆んど同じ年代の人物である。しかし、『続日本紀』という文献に「我朝学生播名唐国者唯大臣及朝衡二人而已（我が朝の学生にして名を唐国に播ずる者は、唯だ大臣（吉備真備）と朝衡（阿倍仲麻呂）との二人のみ）」⁽⁷⁸⁾とあり、墓誌以外に何も記載がないことは実に理解しにくい。私の考えでは、もし井真成が七三四年に三六歳で夭折しなかつたならば、きっと名を上げる機会が多くあり、少なくとも吉備真備や阿倍仲麻呂という二人だけではなく、たぶん井真成の名も考慮する可能性があつたと思う。例えば、吉備真備は七四一年に東宮学士となり皇太子（孝謙天皇）に『礼記』『漢書』を講じた人物であり、正二位右大臣兼中衛大將勲二等の地位に昇つた。阿倍仲麻呂は、七七〇年に没後潞州大都督を追贈された。また、承和三年（八三六）五月に、仁明天皇から正二位を贈られた。もし井真成が

七七〇年まで生きたならば、唐玄宗より贈られた「従五品上」「尚衣奉御」の官職など問題にもならなかつたと思われる。そうすると井真成の入唐年代は第九次の七三三年よりもむしろ第八次の七一七年しかないと思う。さらに、井真成は阿倍仲麻呂と吉備真備をはじめとする遣唐使と一緒に入唐したのである。阿倍仲麻呂は、開元五年（七一七）に唐に行き、翌年太学に入ったあと、おそらく科挙に合格して、開元九年（七二二）二四歳で校書（郎）に（儲光儀「洛中胎朝校書衡」、開元一〇年（七二二）に〔左〕拾遺に任じられた。開元一九年（七三二）に左補闕に任じられた（趙曄「送臬補闕帰日本国」）。左拾遺は従八品上で、左補闕は従七品上である。井真成は亡くなつた開元二二年（七三四）に、たぶん同じ位階の官職を持ったので、唐玄宗より従五品上の「尚衣奉御」の官職を贈られたと思う。

注

- (1) 日文研共同研究会（研究代表者王維坤・研究幹事宇野隆夫）「王共同研究会の趣旨」『古代東アジア交流の総合的研究』、〈国際日本文化研究センター要覧・二〇〇七年〉二七頁所収、筆者は、二〇〇七年四月一日から二〇〇八年三月三十一日まで国際日本文化研究センターの外国人研究員として招聘された。

(2) 王維坤「在唐の日本留学生井真成墓誌の発見と新研究——井真成墓誌に関する研究前篇——」王維坤・宇野隆夫編『古代東アジア

- 交流の総合的研究」、朋友書店、二〇〇八年。(予定)
- (3) 「[后晋] 劉昫等撰『旧唐書』三〇九二頁、中華書局、一九八六年。
- (4) 石見清裕「入唐日本人「井真成墓誌」の性格をめぐって」『アジア遊学——特集 波騒ぐ東アジア』七〇号、勉誠出版、二〇〇四年二月。
- (5) a. 氣賀澤保規「残された空白個所の謎」『朝日新聞』二〇〇四年一〇月二〇日。b. 氣賀澤保規「井真成墓誌の世界と阿倍仲麻呂」『東海大学史学会』二〇〇六年度東海大学史学会大会 公開シンポジウム『井真成墓誌』と遣唐使の時代』『東海史学』、第四一号、二〇〇七年。
- (6) 『専修大学・西北大学共同研究プロジェクト 井真成墓誌研究会資料』、一二頁、専修大学・朝日新聞社、二〇〇五年。
- (7) 伊藤和史「謎深まる「井真成」の実像」『毎日新聞』二〇〇五年二月一八日。
- (8) 武志遠・郭建邦編『千唐誌齋藏誌』、五二二方、文物出版社、一九八三年。
- (9) 「[唐] 李隆基撰・李林甫注・広池千九郎校注・内田智雄補訂『大唐六典』、二三五—二三六頁、三秦出版社、一九九一年。
- (10) 陝西省古籍整理辦公室編・吳鋼主編『全唐文補遺』第七輯、二六頁、三秦出版社、二〇〇〇年。
- (11) 注(4)に同じ。
- (12) 中国文物研究所・陝西省古籍整理辦公室編『新中国出土墓誌・陝西・卷』上冊、九三頁、文物出版社、二〇〇〇年。
- (13) 王維坤「則天造字と日本における「則天文字」の受容」、上田正昭編『古代の日本と渡来の文化』八一—九四頁、学生社、一九九七年。
- (14) 賈麦明「新発見の唐日本人井真成墓誌及初步研究」『西北大学学报』二〇〇四年六期。
- (15) 「[唐] 魏徵等撰『隋書』一八二七頁、中華書局、一九八七年。
- (16) 平川南編『古代日本の文字世界』、大修館書店、二〇〇〇年。
- (17) 王維坤「關於唐日本留学生井真成墓誌之我見」『西北大学学报』二〇〇五年二期。
- (18) a. 注(6)に同じ、三〇—三八頁。b. 矢野建一「井真成墓誌」と第一〇次遣唐使」専修大学・西北大学共同研究プロジェクト編『遣唐使の見た中国と日本——新発見「井真成墓誌」から何がわかるか——』九三頁、朝日新聞社、二〇〇五年。
- (19) 周紹良・趙超主編『唐代墓誌彙編統集』、頤慶〇一六方、上海古籍出版社、二〇〇一年。
- (20) 注(4)に同じ。
- (21) 注(9)に同じ。
- (22) a. 葉国良「唐代墓誌考釈八則」『台大中文学報』一九九五年、第七期。b. 葉国良「石学統探」一二八頁、台北・大安出版社、一九九九年。
- (23) 渡辺延志「最古の「日本」台湾に資料?——井真成の墓誌より二一年早いと報告」『朝日新聞』二〇〇五年二月八日夕。
- (24) 王維坤「井真成墓誌に関する諸問題」『東アジアの古代文化』一三三—一三九頁、二〇〇五年。

- (25) 氣賀澤保規「遣唐使留学生「井真成墓誌」への疑問」『東アジアの古代文化』一二三号、二〇〇五年。
- (26) 木村英一「孔子と論語」三三一頁、創文社、一九七一年。
- (27) 「元」陳澧注『新刊四書五經』五六頁、中国書店、一九八四年。
- (28) 張步雲『唐代中日往來詩輯注』一二一—一二三頁、陝西人民出版社、一九八四年。
- (29) 注(6)に同じ。
- (30) 注(25)に同じ。
- (31) 夏于全集注『唐詩宋詞全集』四八一頁、華芸出版社、一九九七年。
- (32) a. 注(17)に同じ。b. 注(14)に同じ。c. 王建新『西北大学博物館收藏唐代日本留学生墓誌考釈』『西北大学学报』二〇〇四年六期。d. 注(25)に同じ。
- (33) 陳戊国点校『四書五經』二四頁、岳麓書社、一九九一年。
- (34) 「漢」司馬遷『史記』二二二七頁、中華書局、一九八九年。
- (35) 「魏」何晏・「梁」皇侃等注『四部要籍注疏叢刊』一六三〇頁、中華書局、一九九八年。
- (36) 賈表明・葛繼勇「井真成墓誌銘釈読再探」『西北大学学报』二〇〇五年二期。
- (37) a. 葛繼勇「井真成墓誌についての基礎的研究」井真成市民研究会にて、二〇〇五年一月二日の発言記録。b. 藤田友治編『遣唐使・井真成の墓誌——いのまなり市民シンポジウムの記録——』ミネルヴァ書房、二〇〇六年。
- (38) 注(25)に同じ。
- (39) 注(6)に同じ。
- (40) a. 注(36)に同じ。b. 葛繼勇「日本留学生井真成墓誌銘釈初探(一)」王勇主編『中日關係史料与研究』第二輯、七八—八三頁、國際文化工房出版社、二〇〇四年。
- (41) 注(25)に同じ。
- (42) 注(27)に同じ。
- (43) 注(8)に同じ、三五八方。
- (44) 注(8)に同じ、三六六方。
- (45) 注(25)に同じ。
- (46) 注(37)に同じ。
- (47) 注(25)と注(6)に同じ。
- (48) 注(25)に同じ。
- (49) 「清」董誥等編『全唐文』(三)、二九五七頁、中華書局、一九八三年。
- (50) 「宋」李昉等編『文苑英華』四七四三頁、中華書局、一九六六年。
- (51) 「宋」歐陽修・宋祁撰『新唐書』四一二四頁、中華書局、一九八六年。
- (52) 注(8)に同じ、三一六方。
- (53) 注(10)に同じ、第五輯二七八—二八〇頁。
- (54) 「唐」李延寿撰『北史』九四九頁、中華書局、一九七四年。
- (55) 「唐」歐陽詢撰・汪紹楹校『芸文類聚』八九一頁、中華書局、一九六五年。
- (56) 注(8)に同じ、四〇〇方。

- (57) 注(8)に同じ、四二三方。
- (58) 注(25)に同じ。
- (59) 注(36)に同じ。
- (60) 注(8)に同じ、三九一方。
- (61) 注(3)に同じ、三〇二八頁。
- (62) 注(51)に同じ、四〇四七頁。
- (63) a. 注(37)に同じ。b. 注(36)に同じ。
- (64) 注(25)に同じ。
- (65) 注(6)に同じ。
- (66) 森克己『遣唐使』二六頁、至文堂、一九五五年。
- (67) 徳川光圀修『大日本史』吉川半七、一九〇〇年。
- (68) a. 注(3)に同じ、五三四〇―五三四一頁。b. 佐藤武敏『長安―古代中国と日本』一三―二四頁、朋友書店、一九七四年。
- (69) 「且」三省堂編修所編『コンサイス日本人名事典』(改訂版)、四二二頁、三省堂、一九九〇年。
- (70) 注(13)に同じ。
- (71) 注(8)に同じ、四二七方。
- (72) 王維坤『中日文化交流の考古学研究』四〇二―四〇三頁、陝西人民出版社、二〇〇二年。
- (73) 注(3)に同じ、五三四〇―五三四一頁。
- (74) 新日本古典文学大系12『続日本紀二』、八〇―八一頁。岩波書店、一九八九年。
- (75) 栄新江「従「井真成墓誌」看唐朝対日本遣唐使の礼遇」『西北大学学报』、二〇〇五年四期。
- (76) 吳玉貴「井真成來華時間の一点意見」黄留珠・魏全瑞主編『周秦漢唐文化研究』第四輯、三秦出版社、二〇〇六年。
- (77) 西安市地方志館・張永祿主編『唐代長安詞典』四六六頁、陝西人民出版社、一九九〇年。
- (78) 新日本古典文学大系15『続日本紀四』、四五八―四五九頁。岩波書店、一九九五年。